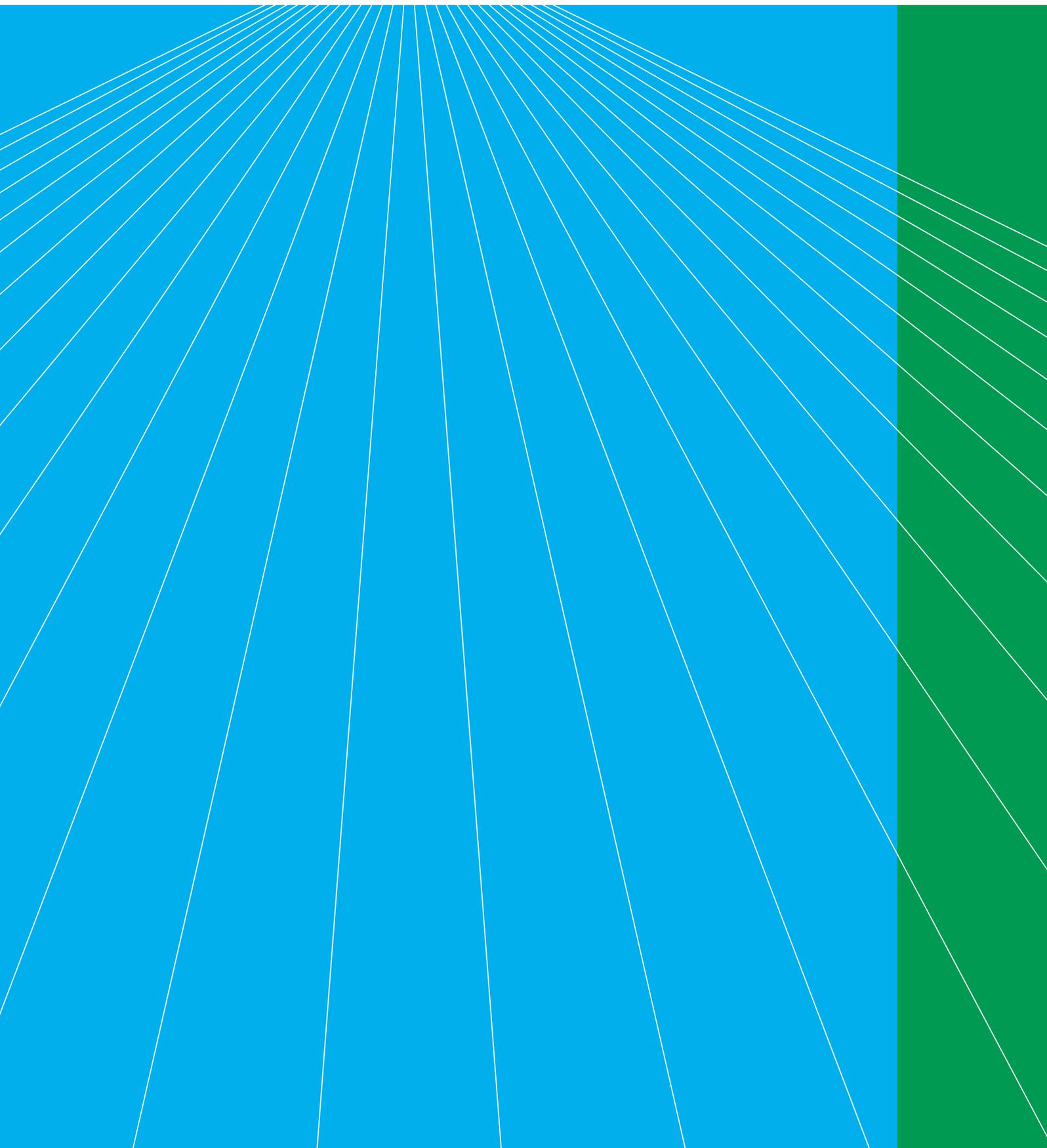


2024.04.01 - 2025.03.31

DISCLOSURE | 2025

 **あかぎ信用組合** 令和6年度の概況



CONTENTS

1

プロフィール、トピック

- 02 ごあいさつ
- 02 組合概要
- 02 経営理念、クレド
- 03 創立70周年記念事業
- 05 財務の概要

2

地域貢献

- 07 地域密着型金融
金融仲介機能のベンチマーク
- 12 経営者保証のガイドライン
- 13 あかぎクラブ、健山会
- 14 地域活性化、その他地域貢献
- 15 SDGs宣言

3

組織、ガバナンス

- 17 組織の概要
- 19 総代会に関する事項
- 21 リスク管理
- 23 コンプライアンス
- 24 マネロン等対策について
- 30 アンケート結果

4

資料編

- 32 財務データ
- 53 報酬体系について
- 54 開示項目一覧
- 55 主な商品・サービス
- 57 手数料一覧
- 59 店舗一覧

MESSAGE 組合員の皆さまへ

日頃よりあかぎ信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。
第71期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の経営状況、取組内容を本誌にまとめました。
ぜひとも当組合へのご理解を深めていただき、今後とも格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

ごあいさつ

皆さまには、平素よりあかぎ信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

私たちは、地域の中小規模事業者をはじめ、そこに勤務する方々やその家族の皆さまとともに歩む信用組合でございます。そして、当組合は「信頼と成長」を経営理念とし、地域の質と収益機会を向上させるため、ともに課題を解決し組合員をはじめとする地域の皆さまの豊かな暮らしづくりを目標に、地域の役に立つ金融機関を目指しております。

また、第71期は私どもにとって創立70周年の節目の年でありました。役職員一同、多くの周年事業を通じて抱いた感謝の思いとともに、皆さまと地域の未来に向け新たな歩みを進めてまいり所存でございます。今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 **坂口博樹**



<h3>組合概要</h3> <p>名称 …………… あかぎ信用組合 本店所在地 …………… 群馬県前橋市六供町2-50-43 設立年月日 …………… 1954(昭和29)年5月17日 資本金 …………… 33億97百万円 組合員数 …………… 23,971名 常勤役職員数 …………… 141名(男性83/女性58) 店舗数 …………… 13店舗 2025(令和7)年3月31日現在</p>  あかぎ信用組合	<h3>経営理念</h3> <h2>信頼と成長</h2> <p>あかぎ信用組合は、あらゆる活動を通じて組合員との相互信頼を築き、組合員の成長に寄与し、組合員を通じ地域社会の発展に貢献することを経営の理念といたします。</p> <h3>クレド(信条)</h3> <p>AKG 地域を活性化したい ACTIVE + KIND + GROW いつも優しくありたい ともに成長したい</p> <p>経営理念を実現するための行動指針として、全役職員の意見を集約した「クレド」を定めています。</p>
--	---

創立70周年記念事業



創立70周年記念ロゴ

**おかげさまで創立70周年。
これからも、人と未来をつなぐ。**

これまでこれからも、私たちは組合員の皆さまとつながり、そして、組合員の皆さま同士をつなぎ合わせていきます。創立70周年の節目を迎え、「変わるものと変わらないもの」とも向き合いながら、そのつながりの先にある未来に向けて歩みを進めてまいります。

70周年ロゴに込めた思い 創立70周年を迎えるにあたり、私たちは「らしさ」のために変えない価値観とそれを磨くこと、すなわち「変わるものと変わらないもの」に向き合うことをテーマに掲げています。その象徴として、「70」のモチーフとした織物(群馬県民のDNAに刻まれた記憶)は「普遍性」を、枠からはみ出すデザインは変化に必要な「バイタリティ」とまだ見ぬ「未来」を表しています。

創立70周年記念式典 (記念講演会・祝賀会)

令和6年11月23日(土)、群馬ロイヤルホテル(前橋市)において、来賓、総代、及びあかぎクラブ・健山会の役員の皆さまを招き、創立70周年記念式典を執り行いました。当日は記念講演会、祝賀会をあわせて開催し、ご出席の皆さま、多彩なゲスト、設営に尽力いただいた取引先業者の皆さまのおかげさまで、厳粛かつ盛大な催しとなりました。

記念式典

出席者143名



記念講演会

講師 東国原英夫氏
『地方から日本を変える』
出席者139名



祝賀会

出席者139名



キャンペーン ～節目の年にふさわしい特別な商品をご用意～

周年記念定期預金

第1弾 70周年ありがとう定期預金

取扱期間 R6.5.1～R6.9.30
募集総額 40億円

第2弾 未来へつなごう定期預金

取扱期間 R6.11.1～R7.3.31
募集総額 40億円

個人向け特別金利ローン

各種ローン

カーライフローン

リフォームローン

取扱期間 ～R7.3.31

教育ローン

取扱期間 ～R7.4.30

住宅ローン

10年固定特別金利住宅ローン

取扱期間 ～R7.3.31

おかげさまで
創立70周年

70周年ありがとう定期預金

預入期間 6ヶ月もの
20億円限定
特別金利
0.4% → 0.7%

これからも、人と未来をつなぐ。

おかげさまで
創立70周年

未来へつなごう定期預金

3年もの年 0.275%
3年未満の年 0.275%
5年もの年 0.358%

これから、人と未来をつなぐ。

カーライフローン

0.95%
年

変動金利
保証料込
上乗金利2.60% 最大1,000万円 最長15年

リフォーム&教育ローン

1.95%
年

変動金利
保証料込
上乗金利2.60% 最大1,000万円 最長15年

70周年記念
特別金利住宅ローン

10年固定
0.945% 1.043%

地域貢献事業 ～地域への恩返しとして、地域の未来づくりへの貢献～

あかぎしんくみ はばたき奨学金

地域の未来を担う高校生を支援する給付型奨学金制度を創設しました。令和6年度を第一期として、今後も継続的な事業とすることを決定しました。

令和6年度(第一期)

募集期間 R6.4.1～R6.4.30
募集人員 10名
給付金額 月額10,000円(年額120,000円)



SDGs共同寄付事業

地域の一員としての責任を果たすため、毎年、売上の一部(経常収益の一定割合)を地域に還元する事業を開始しました。また、趣旨にご賛同いただける取引先と共同で寄付を行うものです。

寄付先 前橋市
内容 災害時障がい者支援バンダナの寄贈
共同先 株式会社親広産業様

※写真左から2番目が株式会社親広産業岡田社長様、中央が小川前橋市長様



記念行事 ～感謝の気持ちを直接お伝えする機会、役職員の絆を深める機会を企画～

大運動会“70フェス” 令和6年9月7日

役職員の絆を深める運動会を開催
参加人数 148名



創立70周年記念事業 あかぎ信用組合大運動会「70フェス」
2024年9月7日 於 じょぶJOBジョブズ宮城体育館



記念旅行 令和6年7月2日～4日

初夏の北海道満喫3日間の旅
参加人数 67名



ゴルフコンペ 令和6年10月～11月

伊勢崎/前橋・沼田/東毛の3地区で開催
参加人数計266名(29万円を寄付)

広報活動 ～節目の年を、そして、この機会に当組合を良く知っていただくために～

70周年特設ページ

当組合のホームページ上に開設し、周年事業を紹介しています。

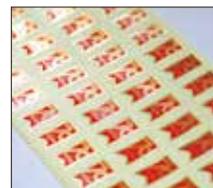


特設ページはこちら



記念ロゴバッジ・ノベルティ

役職員は一体感を高めるための記念バッジを着用しています。多くのお客さまと共有するための記念品を制作しました。



FINANCIAL SUMMARY 財務の概要〈2025(令和7)年3月期〉

貸出金

(金額単位:百万円)
※()内は前期比

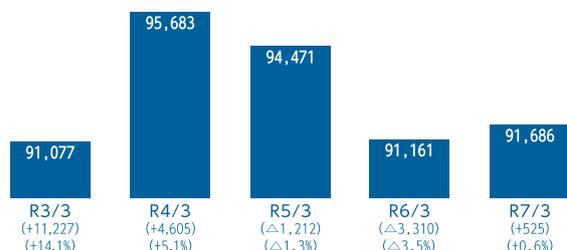
期末残高

916億86百万円

前期比 +5億25百万円(+0.6%)

創立70周年記念特別金利キャンペーンを実施した個人ローンの増加により残高は増加しました。

残高の推移



構成比等

貸出金の金額段階別構成比率

- ① 1億円以下 48.5%(+0.8%)
- ② 1億円～3億円 24.4%(−2.6%)
- ③ 3億円～5億円 12.3%(−0.2%)
- ④ 5億円超 14.8%(+2.0%)



貸出先の人格別構成比率

- ① 事業者向け 73.1%(−2.0%)
- ② 個人向け 21.8%(+1.4%)
- ③ 地方公共団体向け 5.1%(+0.6%)



事業者向け貸出金の業種別構成比率

- ① 不動産業 29.3%(+0.8%)
- ② 製造業 13.2%(±0.0%)
- ③ 建設業 12.4%(±0.0%)
- ④ 卸売、小売業 10.6%(+0.1%)
- ⑤ 各種サービス 19.2%(+0.3%)
- ⑥ その他 15.3%(−1.2%)



預金

(金額単位:百万円)
※()内は前期比

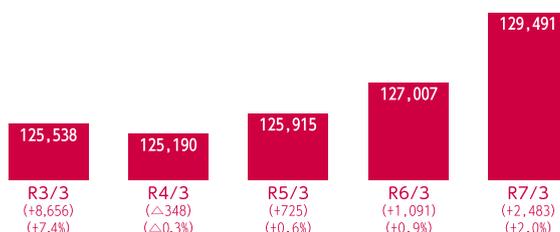
期末残高

1,294億91百万円

前期比 +24億83百万円(+2.0%)

創立70周年記念特別定期預金が好調だったため、組合創立以来最高の残高を3期連続で更新しました。(期末残高ベース)

残高の推移



構成比等

預金の金額段階別構成比率

- ① 1千万円以下 36.6%(−1.4%)
- ② 1千万円～2千万円 23.6%(−0.7%)
- ③ 2千万円～3千万円 10.7%(−0.1%)
- ④ 3千万円超 29.1%(+2.2%)



預金者の人格別構成比率

- ① 個人 78.2%(−1.2%)
- ② 一般法人 18.5%(+0.4%)
- ③ その他 3.3%(+0.8%)



預金残高に対する貸出金残高等の割合(預貸率等)

- ① 貸出金(預貸率) 70.8%(−1.0%)
- ② 有価証券(預証率) 15.1%(+0.2%)
- ③ その他(預け金等) 14.1%(+0.8%)



主要な損益

(金額単位:百万円)
※()内は前期比

コア業務純益

経常利益

当期純利益

3億60百万円

3億20百万円

3億17百万円

前期比 △1億06百万円

前期比 △76百万円

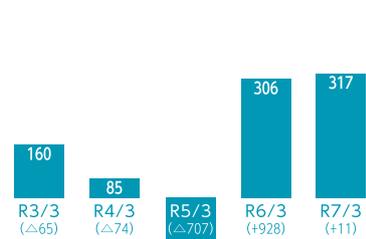
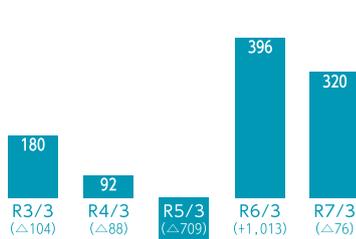
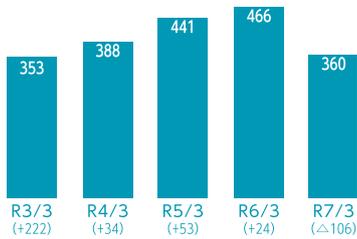
前期比 +11百万円

金利上昇の影響を受けた資金利益は結果的に前期並みとなりました。そのため人件費や物件費などの経費が増加したことがコア業務純益の減少に表れましたが、前期に発生した臨時的な費用の影響が消え、当期純利益は前期並みの水準を維持しました。

コア業務純益の推移

経常利益の推移

当期純利益の推移



健全性に関する指標

(金額単位:百万円)
※()内は前期比

自己資本比率

8.50% 前期比 +1.06pt

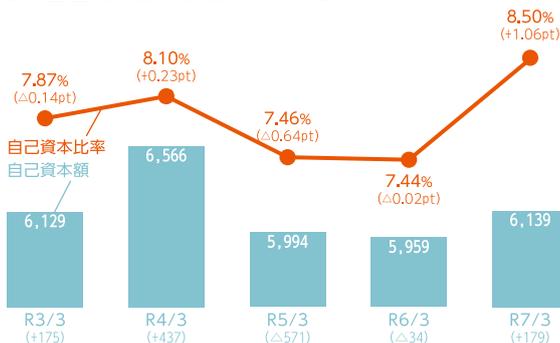
自己資本額(分子)

61億39百万円
前期比 +1億79百万円

リスク・アセット(分母)

721億98百万円
前期比 △78億84百万円

利益計上による自己資本額の増加、及びリスク・アセットの減少により自己資本比率は上昇しました。



不良債権比率(金融再生法基準)

3.75% 前期比 △0.24pt

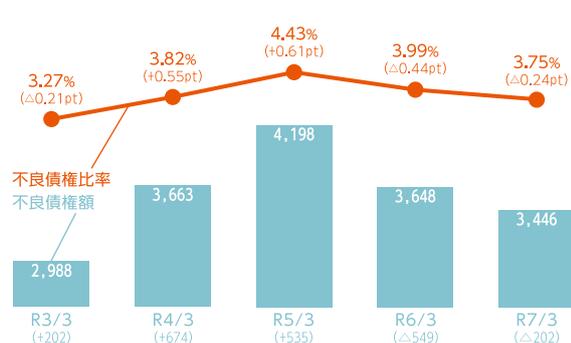
不良債権額(分子)

34億46百万円
前期比 △2億02百万円

総与信額(分母)

917億75百万円
前期比 +5億03百万円

積極的な不良債権処理の結果、不良債権比率は低下しました。



地域貢献に関する事項

地域密着型金融への取り組み ～地域経済の活性化に向けた金融仲介機能の発揮について～

当組合は、経営理念「信頼と成長」のもと、あらゆる活動を通じて組合員の皆様との相互信頼を築き、皆様の成長に寄与し、ひいては地域社会の発展に貢献することを目指しております。日常的な活動においても、地域経済の活性化に向け、資金供給者としての役割にとどまることなく、さまざまななかたちで皆様を支援する取り組みを進めてまいりました。この地域密着型金融への取り組みについて、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、以下のとおり公表いたします。

金融仲介機能のベンチマークとは…

金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁が策定・公表したものです。

共通ベンチマーク **共通** …全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標

選択ベンチマーク **選択** …各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

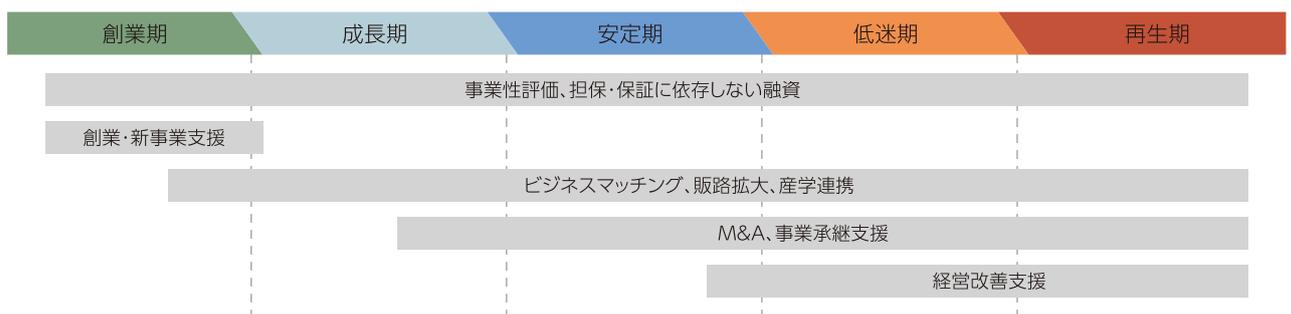
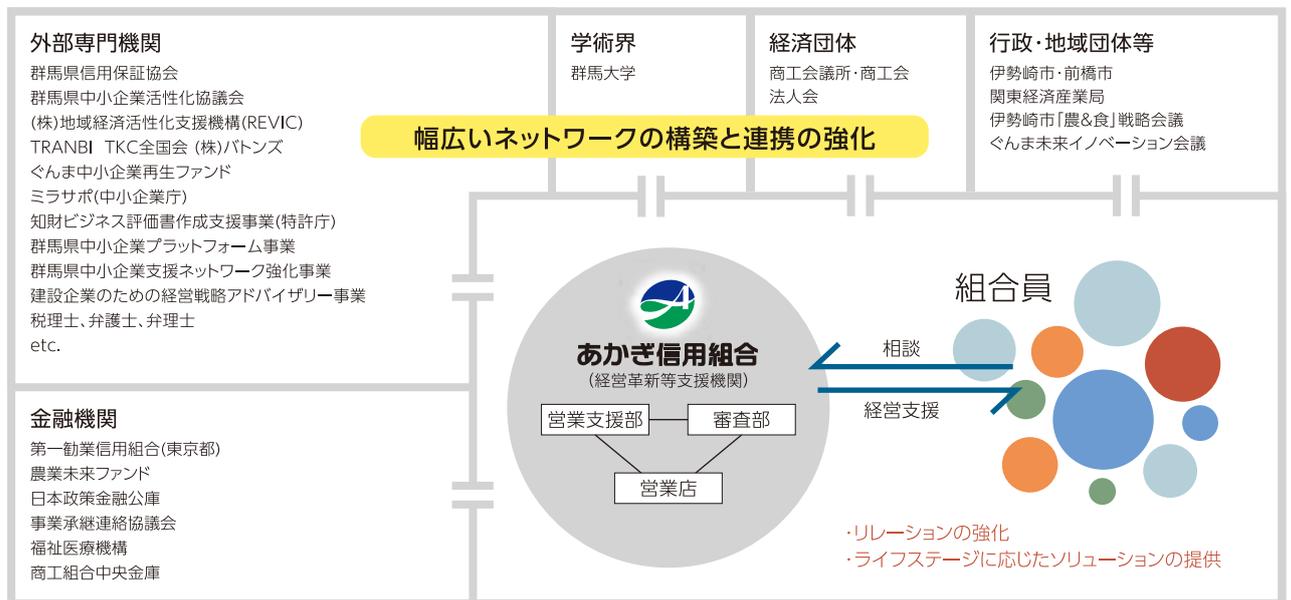
独自ベンチマーク …上記のほか、より相応しい指標がある場合に各金融機関が任意に設定する指標

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

中小企業の経営支援に関する取り組みの方針

当組合は、地域密着型金融の積極的な取り組みを通じ、お客さまとの日常的・継続的な交わりにより、経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を築きます。そして、そこで得られた情報をもとに経営の目標・課題をモニタリングし、お客さまのライフステージ等を見極めたうえで、国や地方公共団体、外部専門家・外部支援機関等と連携し、最適なソリューションの提供に努めます。また、地域の面的な再生への積極的な参画を行い、成長分野の育成、産業集積による高付加価値等に向けた取り組みや地方公共団体が行う地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報や人材を提供し、地域貢献いたします。

中小企業の経営支援に関する態勢



事業性評価の取り組み

事業性評価 事業性評価とは、金融機関が、現時点の財務データや担保・保証に過度に依存することなく、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業内容や成長の可能性などを適切に評価することです。これに基づく助言や融資により、取引先の課題解決や成長支援に貢献することを目指しております。

また、(株)地域経済活性化支援機構(通称:REVIC)の持つ知見やノウハウを活用し、同機構の実施する短期トレーニー制度に参加した4名の職員を中心とした継続的な内部研修を実施するなど、事業性評価に関する意識やスキルの向上に取り組んでおります。

担保・保証に依存しない融資 お客様の事業内容に関する理解や成長可能性等に基づき、担保・保証に過度に依存することなく、最適な手法による資金供給に取り組んでおります。

共通5	(単位:社、億円)	R7/3	R6/3
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数、及び全与信先に占める割合		216 11.6%	217 11.8%
上記与信先に対する融資残高、及び全体に占める割合		398 59.8%	394 43.2%

選択5	(単位:社)	R7/3	R6/3
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている先		216	396
上記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている先		201	375

選択10	(単位:社、億円)	R7/3	R6/3
中小企業向け融資残高		666	684
うち、信用保証協会付き融資残高及びその割合		115 17.3%	124 18.1%
うち、100%保証付き融資残高及びその割合		70 10.5%	82 12.0%

リレーションの強化

組合員の皆様との日常的・継続的な関わり合いを通して、経営上の目標実現や課題解決に向け、営業店・本部が一体となってサポートさせていただきます。加えて、外部専門家の知見を活用するほか、各界と連携するなど、多彩なネットワークに裏付けられたコンサルティング機能の充実にも取り組んでおります。

融資協議書作成支援システム 本システムの導入に伴い貸出審査業務を電子化しております。これにより融資情報の発生段階から営業店・本部間で情報を共有しながら審査を進めていく態勢が整い、財務内容や担保に過度に依存することなく、事業や人をみた適切な提案を速やかに行うことが可能となりました。書類の作成・授受のために要していた時間の削減と併せ、有意義な訪問活動とスピード感のある対応に努めております。

共通1	(単位:社、億円)	R7/3	R6/3	R5/3
メイン先数(*1)		964	1,006	1,068
メイン先の融資残高		456	472	523
経営指標等(*2)が改善した先数		447	447	500
上記先に係る融資残高の推移		296	312	367

*1メイン先…本計表ではグループベース
*2経営指標等…売上高、営業利益率、労働生産性等の指標

選択1~2	(単位:社)	R7/3	R6/3	R5/3
全取引先数の推移		1,860	1,844	1,887
メイン取引先数の推移 (下段は全体に占める割合)		1,012 54.4%	1,067 57.9%	1,127 59.7%

*先数は単体ベース

選択33	(単位:億円)	R7/3	R6/3
運転資金		299	308
短期運転資金の額、及び運転資金全体に占める割合		97 32.4%	96 31.0%

ライフステージに応じたソリューションの提供

共通4	(単位:社、億円)	全与信先	ライフステージ					
			創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	
ライフステージ別の与信先数(単体)、及び融資残高	R7/3	先数 残高	1,860 666	94 24	355 216	529 324	142 62	33 6
	R6/3	先数 残高	1,844 684	109 35	446 244	483 346	12 11	65 9

ライフステージの定義

創業期 創業・第二創業から5年以内
成長期 売上高平均で直近2期が過去5年の120%超
安定期 同上80%~120%
低迷期 同上80%未満
再生期 貸付条件の変更または3か月以上延滞あり

※判定不能な先は全与信先にのみ含まれます。

選択15	(単位:社)	メイン先数	提案先	割合
メイン取引先のうち、経営改善支援を行っている先の割合	R7/3	1,012	128	12.6%
	R6/3	1,067	95	8.9%

創業期

創業・新事業支援

いせさき創業塾 創業支援機関の認定を受け、伊勢崎商工会議所との共催により開講したのが特定創業支援事業「いせさき創業塾」です。創業を予定している方、創業して間もない方を対象に、創業に必要な知識や旬な情報を学び、同じ夢を持つ仲間と出会う機会を提供しました。R6.10月開講、全5回。受講者15名。

クラウドファンディング活用支援 資金調達にとどまらず、販路拡大やテストマーケティングの手段にもなるため、創業支援としてはもちろんのこと幅広い層の事業者様に対しても新しい支援のあり方として活用しています。

MOTTAINAI みらい

クラウドファンディング(購入型)の国内大手サイト「CAMPFIRE」内で展開する、全国各地の信用組合の取引事業者の皆様が生産・提供する魅力あふれる商品やサービスをお届けするコーナーです。プロジェクトを立ち上げる側として、支援(購入)する側として、お気軽にご利用ください。



◀「MOTTAINAIみらい」WEBサイトはこちらから

共通3		(単位:社)	R7/3	R6/3
当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業		26	24
	第二創業		2	6

選択16		(単位:社)	R7/3	R6/3
支援内容別の創業支援先数				
①創業計画の策定支援			35	7
②創業期の取引先への融資(プロパー)			14	13
②創業期の取引先への融資(信用保証付)			21	17
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介			1	2
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資			0	0

*1社に対して複数内容の支援を行っている場合もあります。

創業支援・新事業開拓支援資金の実行件数・金額

(単位:百万円)	R7/3		R6/3	
創業支援資金の実行件数・金額	26件	187	24件	357
新事業開拓支援資金の実行件数・金額	4件	98	11件	86

成長期・安定期

ビジネスマッチング

組合員同士のマッチング 日々の活動を通じて蓄積した情報や組合内のネットワークを活用し、お客様同士をマッチングしニーズの実現に協力しております。

また、組合員組織あかぎクラブ・健山会の活性化により、組合員同士がビジネスパートナーになれる環境を醸成しております。

	R7/3	R6/3
ビジネスマッチング成約件数	41件	47件

M&A、事業承継支援

今後数年のうちに多くの中小企業・小規模事業者が事業承継のタイミングを迎えることが予想されるなか、当組合でもこれを重要な課題のひとつと認識して取り組んでおります。営業店からの情報を本部(営業支援部)に集約し、営業店と本部とが一体となり計画策定支援など円滑な事業承継をサポートする態勢としております。また、群馬県事業承継・引継ぎ支援センターや提携するM&Aコンサルティング会社など外部の専門家との連携により機能強化を図っています。

アグリビジネス支援 第一勧業信用組合(東京都)と連携し、取引先農業者の都内への販路拡大を支援しております。

しんくみ食のビジネスマッチング展 信用組合のお取引先を対象とした全国規模の商談会・物産展です。

産学連携 群馬大学と産学連携協定を締結し、研究成果のシーズと地域企業の技術ニーズのマッチングなど、地域社会に貢献できる態勢を整えております。

事業承継連絡協議会 全国25の信用組合からなる事業承継に關する本協議会に参加し、営業エリアの外との情報交換にも努めております。

TRANBIとの業務提携 中小企業自らがM&Aを行うことができるオンラインプラットフォーム「TRANBI」をご紹介し、事業承継や経営戦略の実現に役立てていただける環境を整えております。

選択19・21		(単位:社)	R7/3	R6/3
M&A支援先数			0	3
事業承継支援先数			5	8

低迷期・再生期

経営改善・事業再生等の支援

中小企業活性化協議会の活用 取引先の経営改善支援のため、専門機関である群馬県中小企業活性化協議会を積極的に活用しております。また、抜本的な再生支援手法であるDDS(資本性借入金)にも取り組んでおります。

(単位:社)	R7/3	R6/3
中小企業活性化協議会活用先数	11	4
うち 計画承認先	11	4
うち 計画検証中	0	0
うち 持込計画原案完了	0	0
うち 事前協議	0	0
うち 持込計画原案策定支援	0	0

日本政策金融公庫との連携強化 抜本的な再生支援手法であるDDS(資本性借入金)を多くの事業者幅広く活用していただくため、同公庫に積極的に取次を行っております。

金融円滑化への取り組み 中小企業円滑化法の趣旨に則り、貸付条件の変更等の申込み手続きに適切かつ積極的に取り組んでおります。

共通2		(単位:社)	R7/3	R6/3
貸付条件の変更先数			195	179
経営改善計画の進捗状況	好調先		11	2
	順調先		41	47
	不調先		19	18
	計画未策定先		124	112

経営改善支援への取り組み 経営支援集中先を選定したうえで計画策定支援・計画実行モニタリングを継続的に行い、取引先の経営改善支援に取り組めました。

取り組みに際しては、中小企業活性化協議会や認定支援機関である地元税理士法人(業務提携先)などの外部専門機関等との連携を図り、質の高い経営支援・事業再生支援を実現しております。

(単位:社)	R7/3	R6/3
期首債務者数 A	1,844	1,887
経営改善支援取り組み先 α	274	311
期末に債務者区分がランクアップした先 β	11	29
期末に債務者区分が変化しなかった先 γ	249	267
再生計画を策定した先 δ	64	129
経営改善支援取り組み率 α / A	14.9%	16.5%
ランクアップ率 β / α	4.0%	9.3%
再生計画策定率 δ / α	23.4%	41.5%

- 1.期首債務者数は各年度における4月当初の債務者数です。
- 2.債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
3. β は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
4. δ は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
- 5.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

選択23	(単位:社)	R7/3	R6/3
事業再生支援先における実抜計画策定先数		104	141
うち未達成先数及び全体に占める割合		32 30.8%	42 29.8%
選択24	(単位:社、億円)	R7/3	R6/3
事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数(上段)、及び実施金額(下段)		5 3.9	6 4.2

*累計ベース

選択25	(単位:年)	R7/3	R6/3
破綻懸念先の平均滞留年数		3.78	4.09

共通

ファンドの活用

信用組合共同農業未来ファンド 6次産業化や法人化を目指す農業従事者、異業種からの農業参入を目指す企業に対する経営支援を行うものです。(全国9信組等が共同出資により設立し、当組合もこれに参加)

*上記2ファンドはいずれも投資事業有限責任組合です。

ニーズに応じた最適な資金供給

業種・業況・資金使途などに応じた様々な資金需要に対し、多彩な商品構成をもって最適な手法での資金供給を行っております。また、ABL(動産担保・売掛債権担保融資)も活用しております。

(単位:百万円)	R7/3	R6/3
ABL(動産担保)	8件 392	21件 389
短期資金「短コロ活力」	11件 194	11件 225

ぐんま医工連携活性化ファンド 県内において医療産業の振興に資する事業を行う製造業を中心とした事業者を支援するファンドに出資しております。

日本政策金融公庫との協調商品 様々な分野で高い専門性を有する日本公庫と地域に根差す当組合が協調することで、お客様にとって資金調達が多様化と安定化をもたらします。

- ・創業支援融資「プライム」
- ・事業再生支援融資「サポート」
- ・事業承継支援融資「バトン」

2.地域の面的再生への積極的な参画

日常的・継続的な活動によって得られる取引先や地域の各種情報を蓄積しつつ、地域の面的再生に向け当組合が貢献できる分野での役割を果たしております。

組合員組織の活性化 組合員の皆様で構成・運営されるあかぎクラブ(764名)、同じく若手経営者による健山会(750名)について、講演会や交流会などを通じて組合員同士が業種や地域を越えて交流できる機会を提供し、組織の活性化に取り組んでおります。また、健山会会員向け事業として、経営コンサルタントによる無料経営相談会を開催しております。

各方面との連携強化 資金供給者としての役割にとどまらず、広く地域経済の発展に関わりをもつためのネットワーク構築に向け、各方面との連携強化に積極的に取り組んでおります。

主な連携先

- 行政 ・伊勢崎市…包括連携協定
- ・前橋市…同上
- ・関東経済産業局…地域金融機関との連携プログラム
- 経済団体 ・伊勢崎商工会議所…連携協力提携
- ・富士見商工会…同上
- ・群馬伊勢崎商工会…同上
- 専門機関 ・群馬県信用保証協会…中小企業等の振興に係る相互協力
- ・(株)地域経済活性化支援機構(通称REVIC)
- ・TRANBI…事業承継・M&Aに関するビジネスマッチング契約
- ・(株)パトンス…同上
- 金融機関 ・第一勧業信用組合(東京都)…連携協力協定
- ・日本政策金融公庫…業務連携・協力協定
- ・商工組合中央金庫…リファイナンスに関する業務協力
- ・JPBV(価値を大切にする金融実践者の会)…賛助会員
- ・独立行政法人福祉医療機構…福祉医療貸付事業に関する覚書
- 学術団体 ・群馬大学…産学連携協定
- 地域団体 ・伊勢崎市「農&食」戦略会議…メンバーとして参画
- ・産学官金共創ぐんま未来イノベーション会議…共催

成長分野への資金供給 資金需要が活発な太陽光発電事業、地域や社会からの要望が強い介護関連事業等に資金供給を行い、地域社会の発展に貢献しております。

	(単位:百万円)		R7/3		R6/3	
実行ベース						
太陽光発電事業	16件	567	28件	760		
期末残高						
太陽光発電事業	587件	10,861	605件	18,949		
介護事業	37件	2,905	37件	4,467		

取引事業先との協力提携 当組合の利用促進と事業所の福利厚生の充実を両立させる**協力提携契約**を促進し、取引先との関係強化を図っております。また、ニーズに応じて、従業員の愛社精神の醸成や人材確保に貢献できる**社員借入支援制度**の提案を行っております。

	(単位:先)	R7/3	R6/3
期中に提携契約を締結した事業先		9	27
提携契約先累計		1,163	1,163

群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点 企業の成長のための人材ニーズに対し、同拠点と連携して経験豊富な人材を紹介する事業に当組合も参加しています。

3.地域や利用者に対する積極的な情報発信

積極的かつ充実した情報発信を行うことで、地域との信頼関係の強化を目指しております。

総代情報交換会 総代会の機能強化を図ることも兼ねて、経営陣と総代による懇談会を実施し、業績の報告や意見交換を行っております。

多様な情報提供 各種の講演会など地域の皆様に多様で有益な情報提供の機会を設けております。

開示の充実 ディスクロージャー誌やホームページにより経営状況や営業内容などに関する情報を発信しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針(下記二次元コード参照)」を策定しております。また、取り組み状況は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

	R7/3	R6/3
新規に無保証で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)…a	371	410
経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数…b	-	-
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数…c	-	-
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数…d	4	-
新規融資件数…e	1,187	1,233
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合…(a+b+c+d) / e	31.59%	33.25%
保証契約を解除した件数	15	24



「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

主な制度融資等の活用状況

令和7年3月末時点の貸出件数及び貸出残高

(単位:百万円)

	件数	金額
群馬県小規模企業事業資金	73	240
群馬県小規模企業事業資金(県小規模小零)	25	99
群馬県創業支援資金	6	16
スタートアップ創出促進保証	3	42
群馬県経営サポート資金B(セーフティネット保証等関連)	11	163
群馬県経営サポート資金C(災害復旧関連)	5	35
群馬県経営サポート資金F(危機関連保証)	25	152
群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金	805	5,271
群馬県経営サポート資金G(伴走支援型特別保証)	169	1,656
創業者・再チャレンジ支援資金	19	59
伴走支援型特別保証	56	578
事業再生計画実施関連保証	20	555
伊勢崎市小口資金	128	502
前橋市小口資金	67	217
前橋市中小企業季節資金	3	24
前橋市中小企業経営振興資金	18	55
前橋市起業家独立開業支援資金	9	43
みどり市小口資金	5	11
太田市小口資金	6	28
沼田市小口資金	10	21
沼田市中小企業経営振興資金(新型コロナ対応)	5	11
日銀成長基盤強化資金	22	408
日銀貸出増加支援資金	14	143
群馬県農業信用基金協会農業経営資金	6	34
合 計	1,510	10,374

組合員組織の活性化

あかぎクラブ

組合員の皆様で構成・運営される組織です。会員相互の親睦と経済的地位の向上、また当組合の業務区域内の振興及び繁栄を図ることを目的として様々な活動を行っております。(会員数 764名)



あかぎクラブ感謝祭の様子(あかぎクラブ・健山会合同開催)

あかぎクラブ 健山会

若手経営者・事業後継者の方々を対象とした健山会は、支店を超えて地区単位や全店規模での行事を開催し、幅の広い交流を可能としております。(会員数 750名)

講演会&懇親会 たくさんの出会いと学びが得られます

無料相談会 経営コンサルタントに1対1で課題や悩みを相談できます

あかぎ公式LINE会員限定メニュー 新鮮な情報提供はもちろんのこと、会員様からの情報発信も可能な仕組みを実装しています



友だち追加については、担当者からご案内いたします

主な活動内容(あかぎクラブの行事は支部名または地区名のみを記載し、健山会の行事は「健山会」と明記しています。)

講演会

- 4月 講師 吉川正明氏(令和3年度日本商工会議所青年部会長)
『強い組織をつくる理念経営～コンパスで動く組織へ～』
健山会伊勢崎地区(93名)
講師 元谷芙美子氏(アパホテル社長)「私が社長です。」
前橋・沼田地区合同(86名)しんくみの集い
- 2月 講師 工藤公康氏(福岡ソフトバンクホークス元監督)
『勝ち続けるための組織づくり』健山会全地区合同(194名)
- 3月 講師 山田耕助氏(前橋育英高校男子サッカー部監督)
『開け未来の扉を!』伊勢崎地区(111名)しんくみの集い
講師 上重聡氏(元日本テレビアナウンサー・現フリーアナウンサー)
『効果的なコミュニケーションのコツ』
あかぎクラブ・健山会合同東毛地区(37名)しんくみの集い

親睦旅行等

- 6月 SLと長瀬ライン下りの旅 赤堀支部(34名)
国営ひたち海浜公園他 本店・大利根支部合同(25名)
- 7月 北海道2泊3日ゴルフツアー 豊受支部(17名)
東京ドーム野球観戦ツアー 北代田・片貝支部合同(66名)
- 9月 ベルーナドーム野球観戦 うえはす支部(29名)
- 10月 筑波山ハイキング&JAXA宇宙センター見学 沼田支部(30名)
横浜&横須賀方面観光 太田支部(31名)
- 12月 日光東照宮と大谷資料館 赤堀支部(35名)
年末ディナーショー 本店・大利根地区合同(62名)
伊勢崎支部30周年記念ディナーショー 伊勢崎地区(111名)
家族クリスマス会 あかぎクラブ沼田地区・健山会沼田支部合同(84名)
- 1月 初詣旅行(武田神社ほか山梨方面) 沼田支部(29名)
- 2月 日光東照宮・宇都宮方面の旅 北代田・片貝支部合同(44名)
- 3月 巢鴨・浅草ビューホテル・浅草演芸ホール 笠懸支部(17名)

その他イベント等

- 4月 寄付活動 能登半島地震義援金300,000円前橋・沼田地区合同
「すごい勉強会」健山会東毛地区(8名)12月まで全10回開催
- 8月 あかぎクラブ感謝祭 あかぎクラブ・健山会伊勢崎地区(来場者616名)
- 3月 無料経営相談会 「Webマーケティングについて」健山会沼田支部(4名)

あかぎクラブ・健山会 いつでも会員募集中!! たくさんの出会いと学びが待っています お取引店までお気軽にお問い合わせください	資格 共通 組合員の方 ラブ積金または定期積金「活力」のご契約者様 健山会 60歳までの経営者様またはこれに準じる方	年会費 あかぎクラブ 12,000円 健山会 10,000円
	特典1 (共通) 預金 ラブ積金・定期積金「活力」 → 一般の方よりお得な年利率を適用 融資 事業資金「活力」シリーズ・トラストローン・トラスト総合口座・ 県小規模企業事業資金(保証協会保証付) → ご契約時の適用金利-0.2%	特典2 (健山会会員様向け) 融資 あかぎ健山会会員向けローン 入会后1年経過した健山会会員様向けで、一般の方よりもお得な 金利でご利用できるローンです。

地域活性化・地域貢献への取り組み

あかぎクラブ ジョイアス旅行会

会員の皆様がお気軽に旅行や観劇をお楽しみいただける環境を提供しております。(会員数 300名)

企画内容

- 7月 ふれあいの旅 70周年記念初夏の北海道満喫3日間の旅(64名)
観劇ツアー 「松平健芸能生活50周年記念公演」(70名)
- 2月 新春観劇ツアー 宝塚歌劇団「ゴールデンパティ」(79名)



70周年記念初夏の北海道満喫3日間の旅

あかぎしんくみ はばたき奨学金

地域の未来を担う高校生を支援するための取り組み。令和6年度を第一期として設立した、返済不要の給付型奨学金制度です。

概要

- 募集人員 10名(第一期の実績)
- 受給資格 居住地、家計を支える方の収入等に要件を設けております
- 給付期間 1年間
- 金額 月額10,000円(年額120,000円)



※募集期間は終了しております

地域行事への参画

地域コミュニティ活性化のため、スポーツ大会やお祭り等などに積極的に参加し、地域の皆様との絆を深めています。

主な参加行事

- いせさきまつり大抽選会運営補助 45名、100人みこし 11名
- いせさき軽トラ朝市 25名(年間5回)、その他地域の祭事 運営補助59名
- 参加行事数 56回 参加人数 160名

寄付活動

群信協会の会チャリティーゴルフコンペ チャリティー募金を県内の各団体へ寄付させていただきました。

当期の寄付実績

- 10月 前橋地区 参加者 77名 前橋市社会福祉協議会へ8万円
- 伊勢崎地区 参加者150名 伊勢崎市社会福祉協議会へ16万円
- 東毛地区 参加者 39名 太田市社会福祉協議会へ5万円

ピーターパンカードの取扱い お客様のカード利用額の0.5%相当額を県内信用組合と株式会社オリエントコーポレーションが寄付を行い、児童の支援活動などに貢献しています。なお、お客様のご負担はありません。(会員数729名)

当期の寄付実績

社会福祉法人伊勢崎明和会 ひばり保育園(伊勢崎市) 13万円

環境問題への取り組み

電気使用量の削減 クールビズによる節電

紙の使用量の削減 各種システムの導入によるペーパーレス化

電動車ローン ハイブリッド車や電気自動車など動力に電気を使うクルマ(電動車)及びその設備購入資金のためのローンの提供

ザスパ群馬を応援しています

地域の活性化には地元スポーツチームの活躍が欠かせません。当組合はサッカーJ3リーグ「ザスパ群馬」のクラブパートナーとして、チームの活躍とサッカーの発展に協力しています。



SDGs共同寄付事業 当組合では、毎期の売上の一部(経常収益の一定割合)をSDGsに貢献するための寄付に充てることとしており、また、この趣旨に賛同いただける取引先と共同で取り組むものです。

当期の寄付実績

- 寄付先:前橋市
- 共同先:株式会社親広産業様
- 寄付内容:災害時障がい者支援バンダナの寄贈

「しんくみの日週間」の運動

毎年9月3日はしんくみの日、9月1日～7日はしんくみの日週間です。地域貢献に取り組みながら、信用組合を地域の皆様にもっと知っていただくための活動です。

活動内容

- ・献血活動(8～9月) 申込者 13名 献血者 12名
- ・ご来店のお客様へ花の種を進呈・地域の清掃活動を実施

あかぎ信用組合 SDGs宣言

当組合の経営理念は、「信頼と成長」です。

私たちは、あらゆる活動を通じて組合員の皆様との相互信頼を築き、皆様の成長に寄与し、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的として活動しております。また、日常的な活動においても、地域経済の活性化に向け、資金供給者としての役割に留まることなく、環境、文化、教育、福祉、防犯など、さまざまなかたちで地域社会のお役に立つ取り組みを行っております。

当組合のこうした取り組みは、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、今後さらに取り組みを強化して地域社会の持続的成長に寄与することを宣言いたします。(令和2年4月1日公表)

01

地方創生・地域貢献

地方中小企業・個人のお客様にあらゆる活動を通じて地方創生・地域貢献のお役に立てるよう取り組みます。

経営支援

- 若手経営者の会「あかぎクラブ健山会」の活動を通じた次世代経営者として必要な知見や人脈の拡大支援。
- 取引先事業者に応じた課題解決策を提供するための提携先の紹介と、そのための提携先拡充の取組み。
- 創業支援セミナー「いせさき創業塾」の開催。○事業性評価を活用した企業への深度ある支援の取組み。
- 専門家による経営相談会の定期的な開催。○ファンドへの出資による新規事業者への間接的支援。
- 全国各地の信用組合からなる事業承継連携協議会や外部機関を利用した積極的な事業承継・M&A支援。
- クラウドファンディング「MOTTAINAI 未来」を活用した販路拡大・資金調達支援。

地域活性化

- 各地の商工会議所青年部・青年会議所への職員派遣。
- 「しんくみ食のビジネスマッチング展(一般社団法人全国信用組合中央協会主催)」への参加。
- 第一勧業信用組合との連携協定を活かした地域の特産品の都心物産展場の提供。
- 年数回の旅行・観劇の企画。(ジョイアス旅行、ふれあいの旅、新春観劇会、連携信用組合観劇会)
- 地域行事への積極的な参加。(いせさきまつり、前橋子どもまつり、沼田まつり、伊勢崎軽トラ朝市、等)
- ザスパクサツ群馬のアシストパートナーとして地元チーム強化への取組み。
- 産学官共創ぐんま未来イノベーション会議の共催。
- 一般社団法人太陽の会(前橋市)を通じた民間主導のまちづくりへの参画

福祉貢献

- 高校生を対象とした返済不要の給付型奨学金制度「あかぎしんくみはばたき奨学金」を創立。
- SDGs共同寄付事業…毎期の売上の一部(経常収益の一定割合)を、趣旨に賛同いただいた取引先とともに寄付を行う取組み。
- お預かりした総額に応じて当組合が寄付を行うSDGs定期預金の取扱い。
- 利用額の0.5%が県内の各福祉施設へ寄付されるピーターパンカードの利用促進。
- 年1回の献血運動を毎年実施。○チャリティーゴルフコンペの開催。
- 特定健診特別定期預金を取扱い、国民健康保険加入者の特定健診受診を促す。(前橋市との提携商品)

経済成長

- 地域におけるキャッシュレス化を促進するためキャッシュレス化の事業者を紹介する取り組みを行う。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは…

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のために、2015年9月の国連サミットにおいて採択されました。2030年までに全世界で取り組む17の国際目標が定められ、世界の企業、政府、地域社会に広く協力を求め、人類と地球の繁栄の実現を目指す具体的な行動指針(計画)です。

02 環境保全



地域にやさしい環境づくりに取り組みます。

- 太陽光発電融資を積極的に取り組み、グリーン化の実施。 ○電動車ローンの取扱いによるグリーン化の後押し。
- コピー用紙、電気使用量の削減への取り組み。 ○クールビズによる地球温暖化防止運動の実施。
- 群馬県グリーンボンドへの投資

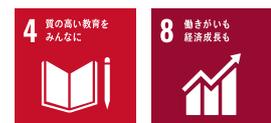
03 ガバナンス



経営透明性を図り、職員のスキルアップ・働きやすい環境づくりに取り組みます。

- 地区別総代情報交換会を開催し、組合員の意見要望を経営に反映。
- 職員が働きやすいと感じる環境づくりに向けた職場満足度調査の定例実施。
- 渉外係の役割別ブルーピング会議を開催し、本部営業店間の意見交換や課題共有の機会。

04 チャレンジ

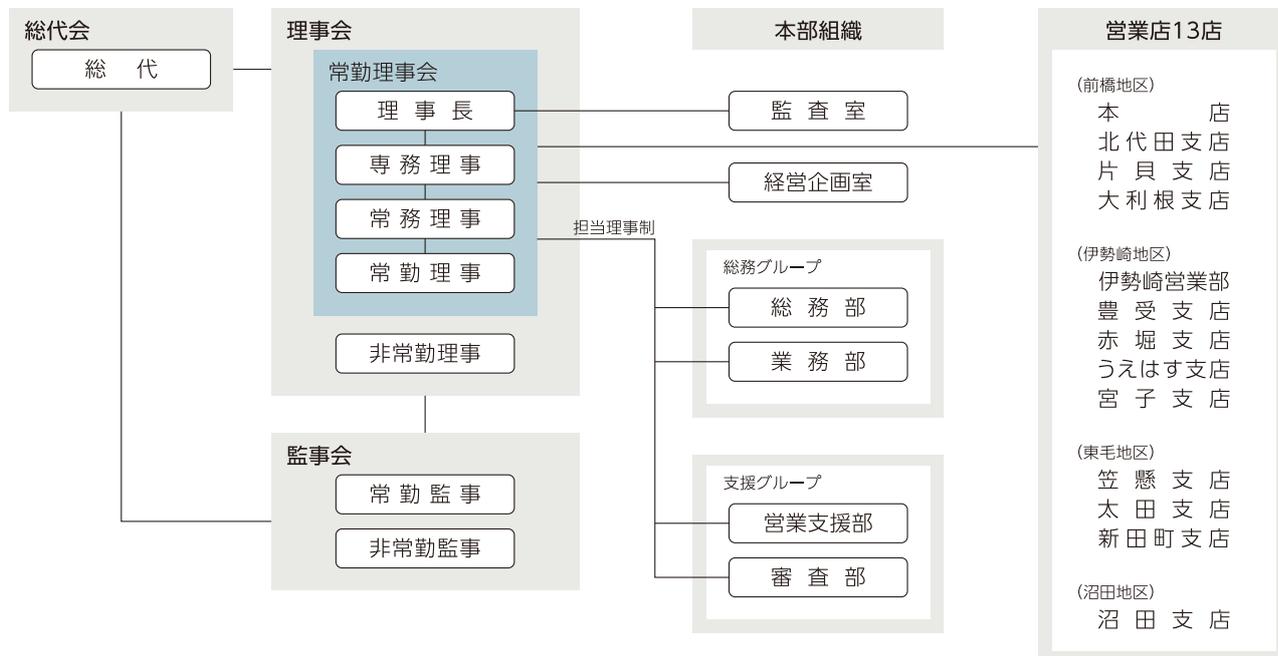


- お客様アンケートを毎年実施し、改善に取り組む。 ○中小企業活性化協議会によるトレーニー制度へ職員の派遣。
- JPBV(価値を大切にする金融実践者の会)の分科会を通じた人材育成や組織開発等の取り組み。

組織、ガバナンスに関する事項

組織の概要

組織図



役員一覧(令和7年6月24日現在)

会長	小林 正弘	顧問	星野 幸一	常勤監事	石関 勝博
理事長	坂口 博樹 (統括/監査室担当)	理事	五十嵐 清隆	監事	茂木 実
常務理事	斎藤 貴 (審査部担当)	理事	阿久津 佳正	監事	鈴木 智之
常務理事	高橋 弘幸 (営業支援部担当)	理事	清水 博志	員外監事	光山 喜一郎
常勤理事	石原 輝久 (総務部・業務部担当)	理事	臂 泰雄		

当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

主要な事業内容

- 預金業務**
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- 貸出業務**
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び各種手形の割引を取り扱っております。
- 有価証券投資業務**
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 為替業務**
内国為替、外国為替(全国信用協同組合連合会の取次業務)を取り扱っております。
- 附帯業務**
債務の保証、有価証券の貸付、国債等の引受・引受国債等の募集、代理貸付、その他代理業務、信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介、地方公共団体等の公金取扱い、保護預かり・貸金庫、両替、保険(共済)契約の締結代理又は媒介、及び電子債権記録業に係る業務等を取扱っております。

子会社等

名称：株式会社アロン
所在地：群馬県前橋市文京町1-31-16
電話番号：027-224-5641
主要業務内容：計算業務
設立：昭和60年9月19日
資本金：12百万円
当組合議決権比率：50.00%

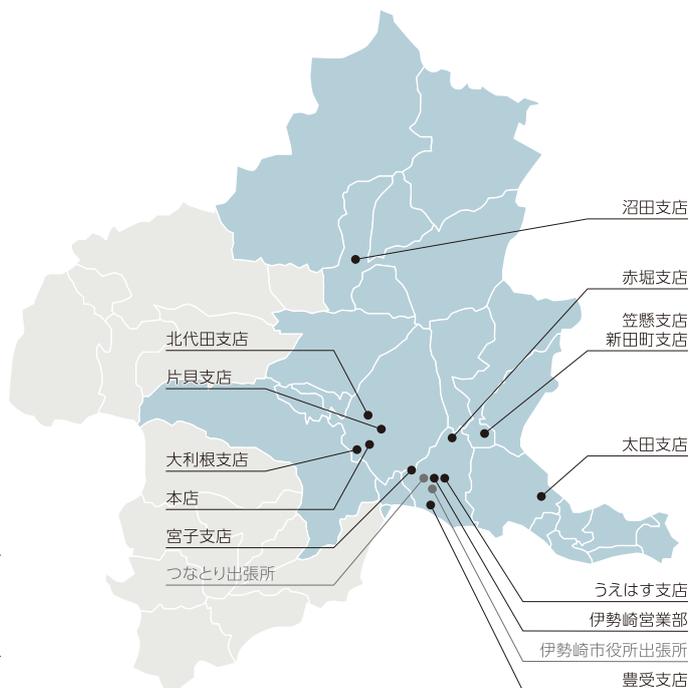
* 同社は当組合とぐんまみらい信用組合(群馬県)の2組合で、各50%の株式を所有する会社であります。また、両組合における計算業務及び計算システム開発等の業務を行っております。

会計監査人の名称

東光有限責任監査法人

営業地区

伊勢崎市 前橋市 高崎市 桐生市 太田市 沼田市 渋川市
館林市 みどり市 佐波郡 邑楽郡 利根郡 北群馬郡



当組合のあゆみ

1954

- 1954(S29)年 5月 東毛信用組合設立(伊勢崎市栄町77番地)
- 1958(S33)年 3月 群馬中央信用組合設立(前橋市紺屋町58番地)
- 1959(S34)年 5月 群馬中央信用組合を群馬信用組合に名称変更

1960

- 1960(S35)年 2月 群馬信用組合沼田支店開設
- 1962(S37)年 3月 東毛信組本店(現伊勢崎営業部)移転(本町へ)
- 1964(S39)年 2月 群馬信用組合北支店(現北代田支店)開設
- 1967(S42)年 4月 群馬信用組合東支店(現片貝支店)開設
- 1968(S43)年 3月 東毛信用組合南支店(現豊受支店)開設

1970

- 1970(S45)年 5月 東毛信用組合北支店(現赤堀支店)開設
- 1971(S46)年 4月 群馬信用組合広瀬支店(現在統合済)開設
- 1972(S47)年 7月 東毛信用組合本店(現伊勢崎営業部) 現在地へ移転
- 1975(S50)年 3月 群馬信用組合大利根支店開設
- 1977(S52)年 9月 群馬信用組合沼田支店現在地へ移転
- 11月 東毛信用組合笠懸支店開設
- 1979(S54)年 10月 群馬信用組合北支店(現北代田支店)現在地へ移転

1980

- 1980(S55)年 5月 東毛信用組合東支店(現うえはす支店)開設
- 1982(S57)年 6月 東毛信用組合南支店(現豊受支店)現在地へ移転
- 1983(S58)年 11月 東毛信用組合西支店(現つなとり支店/統合済)開設
- 1985(S61)年 10月 東毛信用組合太田支店開設
- 1989(H01)年 9月 東毛信用組合新田町支店開設

1990

- 1992(H04)年 5月 東毛信用組合北支店(現赤堀支店)店舗新築
- 1994(H06)年 4月 合併により「あかぎ信用組合」誕生
後援会組織「あかぎクラブ」発足
(旧東信会・旧わかば会を継承)
- 1996(H08)年 11月 宮子支店開設
- 1998(H10)年 4月 後援会組織「あかぎクラブ健全会」発足

2000

- 2004(H16)年 5月 セブン銀行とのATM提携開始
- 6月 住宅ローンセンター開設(伊勢崎営業部/閉鎖)
- 2007(H19)年 3月 個人向け国債の募集取扱開始

2010

- 2012(H24)年 12月 伊勢崎市役所出張所開設(ATM設置)
- 2015(H27)年 1月 群馬銀行とのATM提携開始
- 11月 つなとり支店を伊勢崎営業部に統合
つなとり出張所開設(店外ATM)
- 2016(H28)年 8月 第一勧業信用組合と連携協定を締結
- 12月 群馬大学と産学連携に関する協定を締結
- 2017(H29)年 7月 伊勢崎市と連携に関する包括協定を締結
- 9月 本店を現在地へ新築移転
- 10月 群馬県信用保証協会と連携協定を締結
- 11月 広瀬支店を本店に統合
- 2018(H30)年 5月 事業承継・M&Aマーケット「TRANBI」と業務提携
- 11月 群馬伊勢崎商工会と連携協力に関する協定を締結
- 12月 関東経済産業局と連携
- 2019(H31)年 2月 前橋市と連携協力に関する包括協定を締結
- 2019(R01)年 5月 伊勢崎商工会議所と連携協力に関する協定を締結

2020



本店

2020

- 2020(R02)年 3月 三井住友ファイナンス&リース(株)と売買紹介契約締結
- 4月 SDGs宣言
- 5月 剥離廃液を適正に処理する会 入会
地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 入会
- 6月 ベネフィット群馬(株)との顧客紹介業務契約締結
- 7月 Bank Pay 取扱開始
- 8月 日本企業価値承継機構(株)との連携協定を締結
- 9月 (株)北関東M&Aサポートとの連携協定を締結
- 10月 群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点と連携
- 12月 J-Coin Pay 取扱開始
- 2021(R03)年 3月 中央キャリアネット(株)と連携協定を締結(人材紹介)
- 7月 PayPayとの口座連携開始
- 9月 職場元気(株)と人材・DXサポートの紹介契約締結
- 10月 新田町支店を笠懸支店内に移転
- 11月 電子交換所スタート
- 2022(R04)年 3月 ぐんぎんリース(株)との取引先紹介サービス契約締結
- 7月 あかぎ公式LINE 健全会先行リリース
- 10月 北代田支店を預金特化型店舗に変更
- 11月 オリックスクレジット(株)との業務提携開始
- 12月 フリーローン「すけだち」取扱開始
- みずほ証券(株)と顧客紹介業務提携協定を締結
- 2023(R05)年 1月 (株)FPGとの顧客紹介業務契約を締結
- 2月 (株)バトンズとのM&A紹介・補助連携協定を締結
- 5月17日 あかぎ信用組合創立70周年
7月 一般社団法人太陽の会入会
- 9月 創立70周年記念大運動会「70フェス」開催
- 11月 創立70周年記念式典・講演会・祝賀会開催

2025

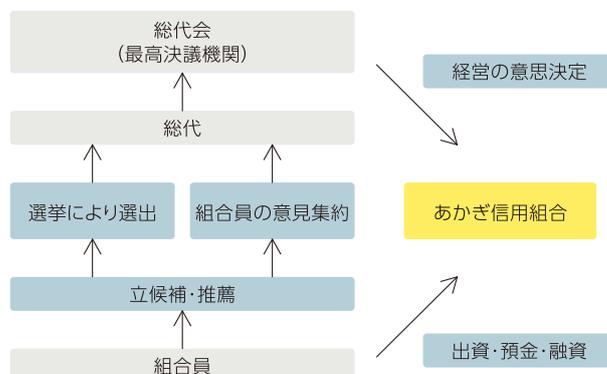
総代会に関する事項

総代会とその役割

信用組合は、組合員の相互扶助の理念に基づき金融サービスを提供している金融機関であり、組合員の皆様全員によって構成される総会を経営における最高決議機関として設け、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。但し、組合員の総数が法定数(200人)を超える場合はこれに代わる総代会を設けることができ、当組合においても組合員の代表である総代の方々からなる総代会を通じ、組合員の皆様の意思を経営に反映させております。

なお、総代会は、決算や事業活動等の報告がなされるとともに、剰余金処分・事業計画及び収支計画の承認、理事及び監事の選任(解任)、定款の変更等、経営における重要事項についての審議・決議が行われます。

総代会の仕組みと役割



総代の選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員による選挙で選出されます。なお、総代候補者数とその地区の定数を超えない場合は無投票当選となります。

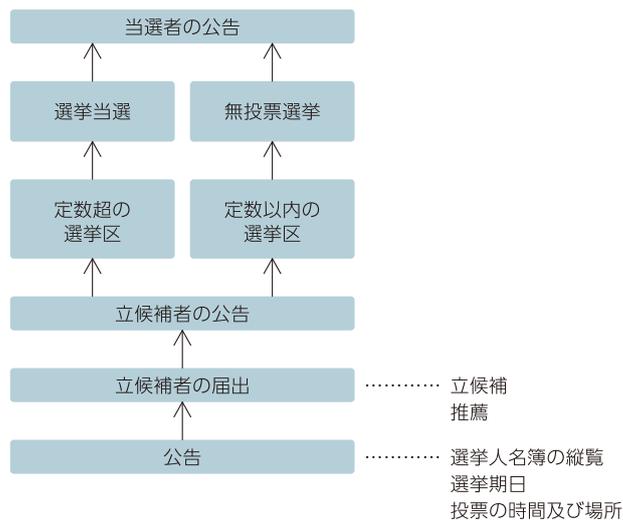
(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を4つの地区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

(令和7年6月24日の第71期総代会開催日現在の総代数は112名)

総代選出のプロセス



第71期 通常総代会

令和7年6月24日に開催された第71期通常総代会において、以下の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(総代出席者110名 うち委任状38名)

報告事項 第71期計算書類及び事業報告の件

議決事項 議案第1号 第71期剰余金処分(案)承認の件

議案第2号 第72期事業計画及び収支計画(案)承認の件

議案第3号 役員退職規程改定承認の件

議案第4号 組合員除名承認の件

議案第5号 任期満了に伴う理事および監事選任の件

議案第6号 役員退職慰労金支給承認の件



総代名簿

令和7年6月24日第71期総代会開催日現在における総代の方々は以下のとおりです。(五十音順、敬称略、数字は就任回数)

第一区(53名/定数60名) 伊勢崎営業部、豊受支店、赤堀支店、うえはす支店、宮子支店

新井 聡③	有賀 博夫③	飯田 哲男⑥	石原 克彦⑦	泉 哲雄④	岩瀬 正範④	岩本 良男⑦	大木 孝之⑦	大沢 啓一⑧
岡本 美津雄②	小此木 重造②	柿沼 順一①	柿沼 尚孝③	柏井 宏貴③	上柿 敬一③	神澤 秀明③	久保 貴則③	久保木 雅彦③
久保田 金次⑧	栗原 哲夫③	栗原 俊夫⑥	小島 克也⑥	児島 清文②	小谷野 政行①	齋藤 利雄④	渋澤 一良⑧	島田 利春⑦
下田 博三③	下田 稚夫③	新藤 咲旦⑩	高沢 克治⑦	高野 こずえ②	高橋 健一③	田島 義文③	田中 誠一①	千吉良 仁志⑦
中島 明③	長島 昭男⑥	根岸 由紀夫⑦	萩原 健次⑩	橋本 文秀③	原 智⑩	原田 和行⑩	平岩 吉範⑤	保坂 恒明⑨
星野 博⑦	堀川 寛人①	松島 康弘⑨	丸橋 勝美⑧	峯岸 則幸③	矢尾 隆③	吉山 勇②	若見 秀幸③	

第二区(12名/定数15名) 笠懸支店、太田支店、新田町支店

新井 毅⑦	家住 慧路⑩	池田 智①	岩下 照男⑥	梅澤 訓久①	大澤 映男⑩	木村 仁一⑥	佐瀬 俊夫⑩	永田 博一⑧
平岡 照雄①	村田 剛志④	山口 豊⑦						

第三区(36名/定数50名) 本店、北代田支店、片貝支店、大利根支店

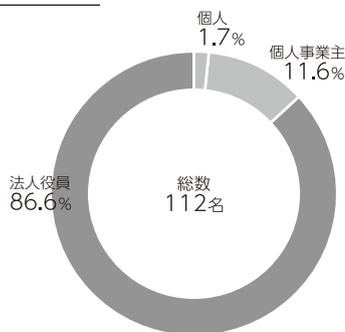
荒木 俊治⑤	飯塚 明⑥	稲村 直樹①	内田 明④	大嶋 隆④	岡田 広行③	倉林 健①	櫻井 明⑥	柴田 照雄③
清水 和夫⑩	新宮 晋③	菅原 宏⑥	過外 章道⑤	関口 靖③	添田 潤一②	田村 実久①	手島 悟⑩	中島 芳明④
西脇 淳一④	野中 進一④	野本 哲也①	久松 一夫③	廣木 晴久③	広瀬 博之①	廣瀬 幸重④	福田 悦子⑦	藤倉 眞⑩
船津 修一④	武谷 善夫④	細野 清治⑤	真下 敦紀②	町田 憲昭②	宮下 学①	茂木 実⑩	渡辺 誠③	渡邊 昌人③

第四区(11名/定数15名) 沼田支店

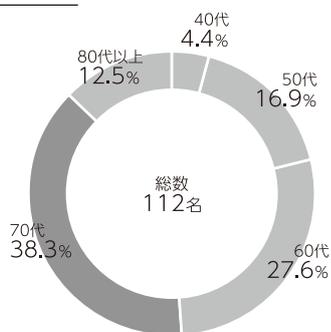
阿左見 卓巳③	大島 和②	金谷 順一郎⑩	桑原 和平治⑧	塩浦 敬之⑦	田子 文明⑥	萩原 今子⑩	原田 良美⑥	兵藤 武志③
平田 公平③	宮嶋 昭⑦							

属性別構成比

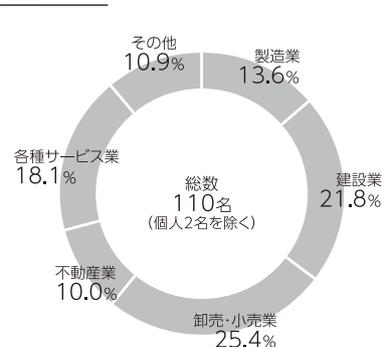
職業別



年代別



業種別



地区別情報交換会の開催

ガバナンス強化に向けた取り組みの一環として、総代の方々と各地区別意見交換会を実施しております。組合からは経営状況等について説明を行うとともに、総代の方々からは組合員の代表として利用者の視点に立ったご意見ご要望をいただく機会を設けております。

リスク管理への取り組み

近年、金融の自由化・グローバル化・ITの普及等社会の発展に伴い、金融機関の抱えるリスクも拡大・多様化しております。このような中で、リスク状況の的確な把握とコントロールによって経営の健全性と収益の確保・向上を図り、当組合が地域・組合員から信頼される「あかぎ」であり続けるために、「リスク管理」を最重要課題のひとつとして位置づけております。

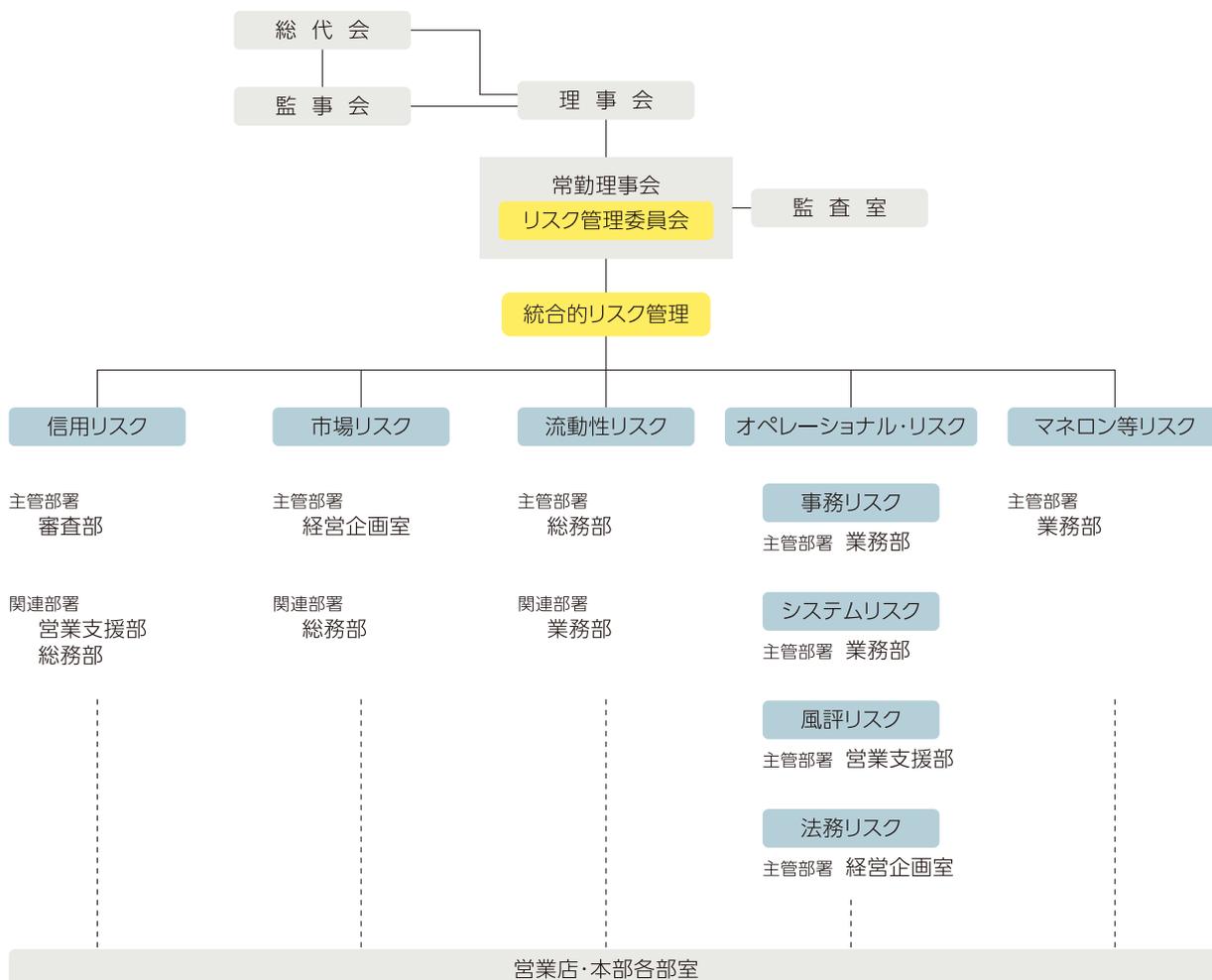
また具体的には、多様化する各種リスクを総体的に捉える「統合的リスク管理」を行っております。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉え、それを経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

当組合では、リスク・ファクターごとにリスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」及び「マネロン等リスク」と分類し、主管部署を中心とした各リスク管理態勢の整備をすすめ、統合的リスク管理態勢を構築しております。そのために、このほか最低所要自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、各部門が内包する種々のリスクを総体的に把握するとともに、統合的なリスクの評価、コントロールに取り組んでおります。

統合的リスク管理体系図



各リスクの管理態勢

信用リスク

定義 …… 与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク

管理方針 …… 融資審査基準書に基づく厳正な審査体制の構築。クレジット・ポリシーの遵守。大口信用集中の制御及び個別債権（上位先）の業況把握

管理手続 …… 貸出金：総与信・未保全額等の上位先管理及び業種別・資金使途別等の残高管理並びにリスク管理委員会への報告。
有価証券：一定の格付、種類及び銘柄に偏りのないよう比率・金額に限度を設定

算出方法 …… VaR法+破綻懸念先未保全額

その他 …… **信用集中リスク**
大口先の純与信額（ランクダウンストレス額）を認識する。令和7年3月末においては、大口上位20先（地方公共団体を除く）への与信比率は総貸出金残高に対し約14.3%であります。また、P.39計表のとおり、建設・製造・不動産など幅広い業種に分散され、偏りはありません。

貸倒引当金

当組合の定める「資産自己査定基準」「償却・引当基準」に従い、自己査定における債務者区分に応じた貸倒実績率等をもとに適正な額の計上に努めております。
（計上基準の詳細は、P.45に掲載）

市場リスク

定義 …… 金利・有価証券の価格・為替等の様々なリスクファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスク

管理方針 …… 金利リスク計測の精度向上。リスクリミットの厳守。定期的なストレステストの実施

管理手続 …… ALMを利用したギャップ分析や感応度分析等による資産負債のポジション、月次決算や収益予想等による期間損益の変動等について、主管部署において月次モニタリングを行いリスク管理委員会への四半期報告。毎期決定される配賦資本と最大予想損失額VaR（バリュアット・リスク）とを対比検証し、リスクコントロールを行う。

算出方法 …… VaR法

その他 …… **バックテスト**
VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での損失額の推計額であるため、過去1年間（250営業日）における実際の評価損益との対比を行い、VaRモデルの精度の評価をしております。

リバース・ストレステスト

組合の経営にとって重要な事象を想定し、これに至る金利変動水準を保有銘柄の金利感応度等から特定・分析しております。また、リスクが顕在化しつつある状態におけるアクションプランにより、当該事象の発生を回避するための対策を講じております。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

定義 …… 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

管理方針 …… 監査室を理事長直属と位置づけ、各部門から独立して牽制機能を持たせ、定例監査を実施。監査結果の通知により、事務改善及び事務水準の向上。不祥事の未然発生防止のための指導・教育態勢の整備

管理手続 …… 事務事故の発生件数等、リスク顕在化の状況について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会に四半期報告

システムリスク

定義 …… コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用に伴い損失を被るリスク

管理方針 …… 緊急時対応マニュアルの策定と訓練の実施。リスク管理委員会へ状況の半期報告

流動性リスク

定義 …… 財務内容の悪化により資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被るリスク。また、取り付け等予期せぬ資金の流出ないし決済に支障をきたすリスク

管理方針 …… 支払準備比率の遵守。資金効率の向上。

管理手続 …… 換金可能額、現金在高の減少率、預積金の継続率・中途解約率、支払準備比率等について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会へ四半期報告

マネロン等リスク

定義 …… 当組合が提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等が、犯罪による収益の移転やテロ資金供与に利用され、金融システムの健全性の維持に支障をきたすリスク

管理方針 …… リスクを特定、評価、類型化したうえで、当組合のリスク許容度の範囲内に低減するための措置を講ずる。

管理手続 …… 顧客リスク格付の区分が中～高リスクの顧客について、主管部署においてその取引実態（顧客数、件数、金額など）の情報を評価・分析したうえで、リスク管理委員会に半期報告

コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、役職員が法令、諸規則、諸規程を遵守し、もって企業倫理にもとることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。当組合では、業務を行う上で役職員が守るべき行動指針を定め、地域の皆様に安心してお取引いただける金融機関であり続けるために最善の努力をしております。

基本方針と運営体制

当組合は地域金融機関として常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化、ならびに組合員の方々へのサービス向上に努めます。また、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献し、各種法令・規則を遵守するとともに、誠実・公正な行動により社会・お客様からの信頼確保に努めます。そして、地域社会とのコミュニケーションを重視し開かれた経営を実施すること、さらに反社会的勢力の介入に対しても企業として断固これに立ち向かい、これを排除することをもってコンプライアンスの基本方針としております。

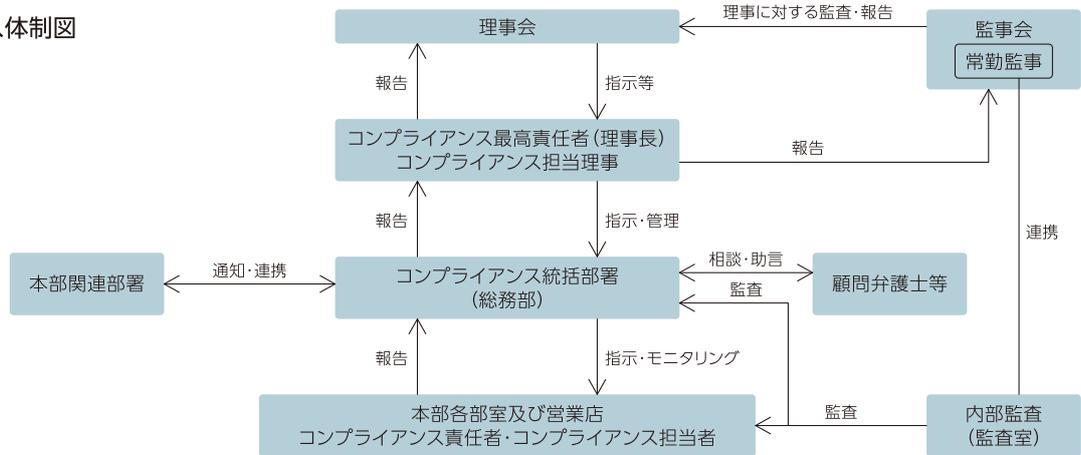
なお、運営体制は、下の図表のとおり最高機関である理事会から各本店に配置するコンプライアンス担当者に至る報告・指示系統を構築しており、また内部監査(常勤監事及び監査室)による牽制機能のより一層の強化も図っております。このような体制の下で年度毎に策定するコンプライアンス・プログラムの実践・進捗管理により、法令等遵守を重視する企業風土の醸成及び役職員の意識の確立に取り組んでおります。

反社会的勢力に対する対応

社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断することが、当組合がお客様からご信頼をいただき、また、業務の適切性及び健全性を確保するために必要不可欠であります。そのために反社会的勢力に対する基本方針の下、内部規程や管理システムなどの整備・運用のほか、外部専門機関との連携により、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を構築しております。

また、各種お取引の開始に際して反社会的勢力に該当しない旨を表明・確約していただき、これに反した場合は取引等の解消を行う「反社会的勢力の排除に係る規定(暴力団排除条項)」を各種お取引やサービスに設けさせていただき、本態勢のより一層の強化を図っております。

コンプライアンス体制図



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策について

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、マネロン等）とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為、及び核兵器などの大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

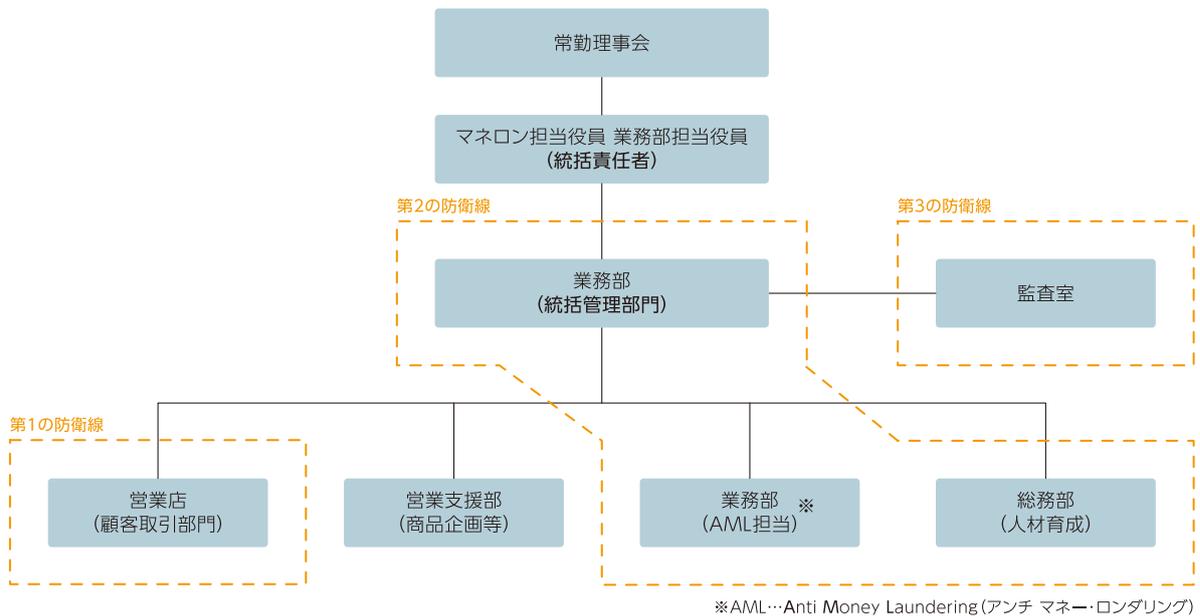
金融サービスが悪用され犯罪組織やテロ組織に資金が渡ることになれば、更なる犯罪行為やテロ行為を助長することになりかねません。年々複雑化・高度化するマネロン等の手口に対応するための対策を講じることは、国際社会全体が取り組むべき課題であり、当組合もその一員としての責任を果たさねばならないと考えております。また、それにはお客様のご理解・ご協力が必要不可欠であり、そのためにも以下のとおり対応方針を定め実践してまいります。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自ら提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

マネロン等対応体制図（役割分担）



お願い

金融当局ならびに群馬県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

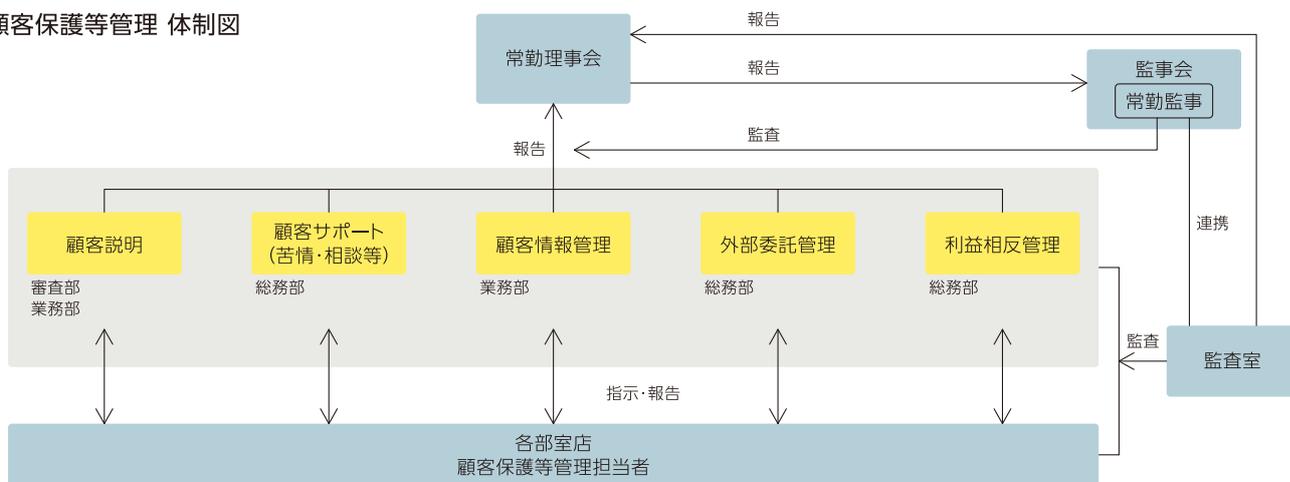
安心してお取引いただけるための取り組み

お客様が当組合と安心してお取引いただけるための取り組みは、社会環境やお客様のニーズなどが多様化・複雑化している昨今において、より一層重要なテーマであると位置づけております。当組合ではさまざまな面において実効性のある体制づくりと、職員の研修教育を行うことにより、このテーマの実現と継続に努めております。

顧客保護等管理態勢及び個人情報の保護について

当組合では、「顧客保護等管理方針」を策定するとともに、これに関連する各種規程及び体制を整備することにより、お客様の保護と利便性の向上を図っております。また、お客様の個人情報につきましては、「個人情報保護方針」「個人情報保護宣言」に基づき、個人情報保護法等に則り適切な管理を行っております。

顧客保護等管理 体制図



顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規程 (以下「法令等」といいます。) を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス (以下「商品等」といいます。) を利用し又は利用しようとする方 (以下「お客さま」といいます。) の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. お客さまへの説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。
4. お客さまの情報管理について
 - (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
 - (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

個人情報保護方針

当組合は、『信頼と成長』をスローガンとして組合員をはじめとするお客様皆様に「信頼」される「あかぎ」であり続けるために、お客様・組合員の皆様すべての個人情報について、その保護を最重要課題の一つと位置づけ、個人情報保護に関する法令や当組合の各種規程を遵守し、個人情報の保護と機密性を確保してまいります。

適切な商品・サービスの提供について

当組合では、「金融商品に係る勧誘方針」「保険募集指針」「共済募集指針」を策定し、お客様に合った商品・サービスを適切な方法でご提供しております。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

ATMのお支払限度額の引き下げについて

当組合では、頻発する詐欺や盗難、偽造カードによる不正引き出し等からお客様の大切なご預金をお守りするため、当組合発行のキャッシュカードによる「ATMでの1日あたりの現金のお支払限度額」につきまして、以下のとおり引き下げさせていただいております。

・80歳以上のお客様…一律50万円(令和2年12月18日より)

・70歳以上のお客様のうち、お引き出し実績のない期間が3年を経過したお客様…一律10万円(令和5年10月2日より)

なお、当組合ATMでは『1日あたりの現金のお支払限度額』を1千円から200万円までの範囲で任意の金額(千円単位)に設定変更することも可能です。増額・減額をご希望されるお客様は、お届け印、本人確認資料をご持参のうえ窓口にて変更のお手続きをお願いいたします。

普通預金等未利用口座管理手数料および自動解約の導入について

当組合では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、以下のとおり未利用口座管理手数料の徴求、及び口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する定めを設けております。

普通預金等未利用口座管理手数料および自動解約について

対象となる口座

令和3年6月1日以降に開設された全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含む)、貯蓄預金口座

未利用口座となる口座

- ・最後のお取引(お預入れ、払い戻し)から2年以上、一度もお取引がなく、残高が10,000円未満の口座。ただし、当該口座へのお利息入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません
- ・紛失などによりご利用が停止されている口座

対象外となる口座

- ・令和3年5月31日現在で開設されている口座
- ・当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
- ・同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く)
- ・同一店舗にて定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等が1円以上ある場合
- ・カードローン返済口座
- ・その他当組合が適切と判断した場合

未利用口座に対する取り扱い

- ・対象口座をお持ちのお客様には、当組合へお届けのご住所に事前に通知いたします
- ・通知後、約3ヶ月経過後も、お取引またはご解約が無い場合に、本手数料を引き落としいたします
- ・残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約いたします
- ・引落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません
- ・解約した口座の再利用はできません

未利用口座管理手数料

- ・年間1,320円(税込)

「顧客受入方針」について

顧客受入方針

当組合では、犯罪収益の移転を未然に防止するために、お客様と取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客様の属性情報の取得・管理について「犯罪収益移転防止法」などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえて、下記の各事項について適切な対応を実施するものとし取引の種類に応じて「取引時確認」を実施させていただきます。なお、お客様が取引時確認に応じていただけない場合には、お客様が取引時確認に応じていただけるまで当該取引を謝絶いたします。

また、お客様の取引が犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引の届出」に該当する取引事例に該当すると判断した場合には、速やかに監督官庁に「疑わしい取引の届出」を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

反社会的勢力、または非居住者によるお申し込みについてはこれを謝絶いたします。

- 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引など
 閾値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるためにこの取引を分割していることが一見して明らかなのは該当取引とみなします。
 ・上記取引の際に当組合が確認する事項、および確認方法は下表のとおりです。
 ・当該取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理いたします。
- 特別の注意を要する取引など
 - マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引
 - 一般的な同種の取引態様とは著しく異なると窺える態様で行われる取引
 ・上記取引の際に当組合が確認する事項、および確認方法は下表のとおりです。
 ・当該取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理いたします。
- 高リスク取引など
 - なりすましの疑いがある取引、または本人特定事項を偽っている疑いがある顧客との取引
 - マネー・ロンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引
 - 重要な公的地位にある者（外国PEPs）との取引
 ・上記取引において当組合が確認する事項、およびその確認方法は、下表のとおりです。
 なお、マネー・ロンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」および「実質的支配者」については通常よりも厳格な方法により確認させていただきます。
 ・把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常取引および注意取引 (上記1, 2が該当します)	高リスク取引 (上記3が該当します)
本人特定事項 (個人) 氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類をご提示いただきます。 (個人) 運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある 公官庁発行書類など 外国人の方は在留カード ※在留期間の失効について必ず確認させていただきます (法人) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の 名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの など	左記に同じ また、必要と判断する際には、このほかの疎明資料をご提示いただく ことがあります。
取引を行う目的	自己申告、および疎明資料	自己申告、および疎明資料。また、必要と判断する際には、そのほか の疎明資料をご提示いただくことがあります。
職業または事業内容 (個人) 職業 (法人) 事業の内容	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など	左記に同じ
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人 を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者からの本人特定事項に関する申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本 多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など、 かつ代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の 移転を伴う場合に限りです)		(個人) 源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人) 貸借対照表、損益計算書など

※犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例

- 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引
(顧客属性や取引態様に合わない場合を含みます)
- 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額の取引
- 架空、他人、実体が無い法人として疑いがある口座の利用
- 匿名または架空と思われる口座名義により送金を受ける口座の取引
- 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
- 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
- 通常は資金の動きが無いにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
- 入金口座から現金により払い戻した直後に、その現金を払戻口座の名義別に送金する取引
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引
(送金を行う直前に多額の送金を受ける場合を含みます)
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引
(送金を受けた直後に当該口座から多額の送金、または出金を行う場合)
- 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」に示された取引
- その他、当組合が相当なる注意をもって「疑わしい取引」と判断した取引

苦情処理措置・紛争解決措置の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情・ご要望等を受け付けておりますのでお気軽にお申し出ください。お申し出いただいたご苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実な対応に努めます。

窓口は、当組合総務部およびお取引のある営業店のほか、群馬地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所、及び各地の弁護士会が運営する紛争解決センター・仲裁センターにおいても受付可能です。

*相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

*仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
- 但し移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

当組合へのお申し出先

総務部

〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5

☎0120-705414

9:00～17:00（土日、祝日及び当組合の休業日を除く）

*お取引店舗でも受け付けております。(P.59店舗一覧)

その他の機関へのお申し出先

しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

TEL.03-3567-2456

9:00～17:00（土日、祝日及び協会の休業日を除く）

群馬地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人 群馬県信用組合協会）

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館

TEL.027-232-3120

9:00～17:00（土日、祝日及び協会の休業日を除く）

群馬弁護士会紛争解決センター

TEL.027-234-9321

10:00～17:00

東京弁護士会紛争解決センター

TEL.03-3581-0031

9:30～12:00,13:00～16:00

第一東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3595-8588

10:00～12:00,13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3581-2249

9:30～12:00,13:00～17:00

※紛争解決センター及び仲裁センターは土日、祝日及び年末年始を除く。

当組合は、お客様からのお申し出について、金融ADR制度も踏まえ以下のとおり、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

金融ADR制度

近年、金融商品が多様化・複雑化するなか、それに伴うトラブルも増加傾向にあります。金融ADR制度とは、金融分野における裁判に頼らない紛争解決制度を意味し、お客様から申し立てがあった際は金融ADR機関の専門家によって和解案が作成され、通常の裁判より短期間・低コストでの解決を図るものです。

カスタマーハラスメントに対する方針

当組合は、お客さまに対して真摯かつ誠実に対応し、信頼や期待におこたえすることで、より質の高いサービスを提供することを心がけております。

一方で、お客さまの一部の方には、暴言、不当な要求等のカスタマーハラスメントに該当する迷惑行為が見受けられることがあります。これらの行為は、質の高いサービスの提供を担う当組合で働く職員の尊厳を傷つけ、安全で働きやすい職場環境の悪化を招くものです。

当組合は、お客さまからのご意見・要望に対して、これからも真摯に対応してまいります。しかしながら、カスタマーハラスメントに該当する行為に対しては、毅然とした対応を行い、当組合で働く職員一人ひとりを守ることも、継続的に質の高いサービスを提供していくためには不可欠と考え「あかぎ信用組合カスタマーハラスメントに対する方針」を以下のとおり定めました。

カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのクレーム・言動のうち、要求の内容の妥当性が認められないもの又はその妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当該手段・態様により、当組合で働く職員の就業環境が害される行為とします。

【該当する行為】

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）や威圧的な言動
- ・継続的な言動、執拗な言動
- ・土下座の要求
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・差別的な言動、性的な言動
- ・当組合で働く職員の個人情報等のSNS/インターネット等への投稿（写真、音声、映像の公開）
- ・不合理又は過剰なサービスの提供の要求
- ・正当な理由のない金銭補償の要求、謝罪の要求

カスタマーハラスメントへの対応姿勢

当組合は、働く職員一人ひとりを守るため、カスタマーハラスメントが行われた場合には、当該お客さまへの対応をいたしません。さらに、悪質と判断される行為を認めた場合は、警察・弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、厳正に対処します。

当組合における取り組み

- ・本方針による当組合の姿勢の明確化、当組合で働く職員への周知・啓発
- ・カスタマーハラスメントへの対応方法、手順の策定
- ・当組合で働く職員への教育・研修の実施
- ・当組合で働く職員のための相談・報告体制の整備

危機管理および業務継続体制について

預金や為替等の金融機関業務については、社会性・公共性の高い業務という観点から、金融機関が果たす社会的責任として業務の継続性確保が強く求められています。

当組合では、群馬県を営業基盤とする地域金融機関として業務継続に重大な影響を及ぼすと予想される大規模地震、大雪、噴火、サイバー攻撃等によるシステム障害、新型インフルエンザ等々が発生した場合の業務継続を図るため、災害等による事故発生時取るべき行動の指針を明確にした計画書として「緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を定め、また、突発的な緊急事態において、すみやかに当組合の事業を継続させるという観点からその具体的手順や体制を確立させるための指針を明確にした計画書として「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を定めています。

計画的な教育訓練を通じてBCPの有効性を高めながら、非常事態発生時の業務継続体制を全職員へ周知徹底しています。

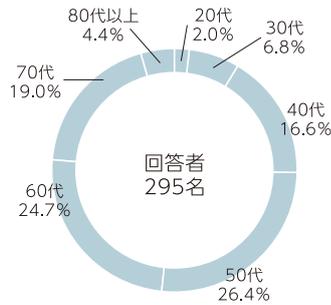
お客様アンケートの結果

当組合では、年1回「お客様アンケート」を実施し、サービスの質の向上に取り組んでおります。今回ご協力いただいたお客様には厚く御礼申し上げます。今後とも皆様からのご意見ご要望等を真摯に受け止め、更なるサービスの向上、改善に取り組んでまいります。

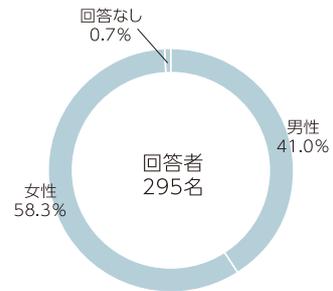
実施概要

期間 令和6年12月1日～令和7年1月31日
 対象者 お取引先1,000先
 調査方法 訪問又は窓口にて
 調査方法 Webにて
 ご回答数(率) 295先(29,5%)

構成比①年代

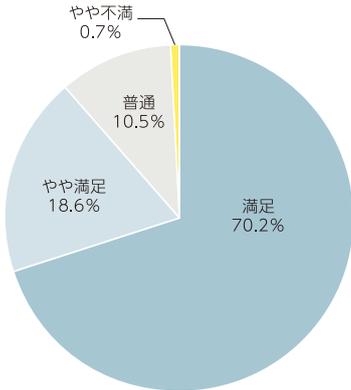


構成比②性別



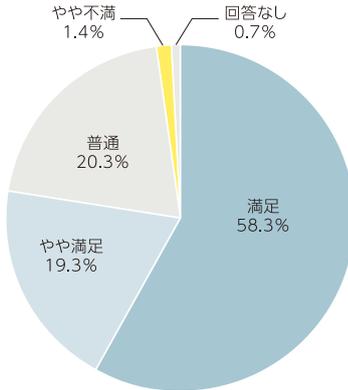
回答結果

総合的な満足度



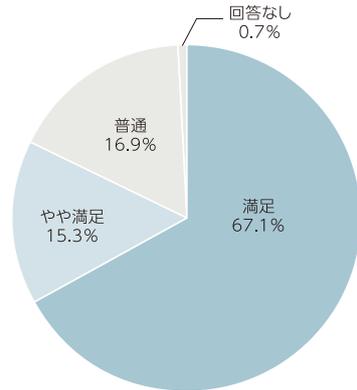
それぞれの項目の質を向上させることに加え、お客様のニーズに合った多彩な商品提供により、皆様にご満足いただける信用組合を目指します。

店内の雰囲気



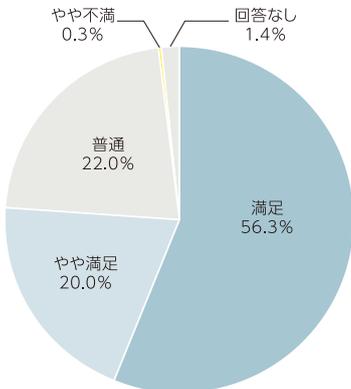
挨拶の励行をはじめ店内清掃・整頓を徹底することで明るい店舗づくりを心がけます。

窓口の言葉遣い・親切さ



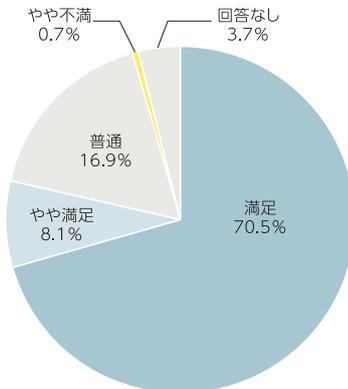
個別指導を通じた正しい言葉遣いの習得のほか、細やかな気配りを徹底し爽やかな雰囲気をお届けできるよう心がけます。

商品説明のわかりやすさ



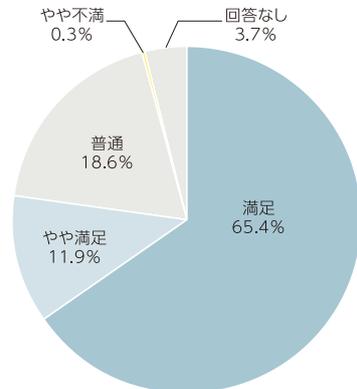
取扱商品について十分な内部説明会及び勉強会を重ね、どなたにも安心してお取引いただけるよう心がけます。

渉外係のマナー



役員者による個別指導や同行訪問を通じ、信用組合職員としてお客様に失礼のない対応を心がけます。

渉外係の提案・情報提供



お客様の経営課題やライフプランを共有し、その解決や実現に向けたアイデアを提供できるよう心がけます。

資料編

令和6年度の経営環境・事業概況

金融経済環境

昨年度の金融経済環境は、令和6年3月に長らく続いたマイナス金利政策が解除され、令和6年度中には二度の追加上げが行われるなど、我が国の金融政策は正常化に向け大きな転換点を迎えました。しかしながら、私どもの主要取引先である中小・小規模事業者を目を向けますと、原材料及びエネルギー価格の高止まりや、恒常的な人手不足や賃上げに伴う人件費の増加により、引き続き厳しい経営環境が続いていると認識しております。

業績について

預金残高は周年記念定期預金が好調な実績をあげ24億83百万円増加した結果、組合創立以来最高(期末残高)の1,294億91百万円となりました。貸出金残高は個人向け貸出を積極的に推進した結果、前期比5億25百万円増加の916億86百万円となりました。

収益面においては、金利上昇が預金・貸出金等の利息にそれぞれ影響したものの、その収支である資金利益は前期並みとなったため、本業による利益をあらわすコア業務純益は、二期連続で実施したベースアップに伴う人件費など経費の増加により前期比1億6百万円減少の3億60百万円となりました。また、貸出先の倒産等に対応する償却・引当は相応に行ったものの一般貸倒引当金の取崩等もあり与信費用は77百万円に抑えられ、経常利益は3億20百万円、当期純利益は3億17百万円となりました。

健全性の指標につきましては、自己資本比率は算出基準の変更に伴い期比1.06pt上昇の8.50%、不良債比率は前期比0.24pt低下の3.75%となりました。

事業の展望

当組合では、令和6年度の周年記念事業を通じ、次の10年、その先にある100周年に向けた思いを新たにしたいと考えております。先行きの不確実なこの時代において、当組合が組合員の皆様の事業や生活にいかに関与し、当組合らしさを発揮していくことができるか、その答えは「非効率に磨きをかける」ことにあると確信しております。今後、このことを経営レベルにおいても、役職員一人ひとりの意識レベルにおいても、組合としてのすべての行動に通底するテーマに掲げ、いつまでもこの地域に必要とされる金融機関であり続けることを目指してまいります。

当組合が対処すべき課題

当組合といたしましては、厳しい経営環境が続く取引先事業者の成長や事業継続に資することが最大の役割であると認識しております。事業者支援の中心が経営改善・事業再生支援となるフェーズにおいては、日々の訪問活動や後援会組織の行事運営に多くの時間や労力を割き、組合員の皆様とより緊密なコミュニケーションを構築する必要があります。一方で、それらを支える柱として、DXに代表されるような業務の効率化にも組合をあげて取り組んでまいります。そのほか、将来的に人口・事業所の減少が見込まれる中、新たな顧客層の取り込みも重要な観点であり、そのためにも組合をより知っていただくための取組、いわばブランディングの充実も大切な課題であります。

また、「金利のある世界」においては、一般に金融機関の収益面にとって追い風になると言われておりますが、他方、借入のある組合員の皆様にとっての支払利息負担の増加や、金融機関における預金獲得競争が数化していくことなども予想され、これらそれぞれの側面に目を向けた対応も重要な課題のひとつであります。さらに、今日の社会的な要請でもあるマネー・ローディングやサイバーセキュリティへの対応についても適切に取り組んでいきたいと考えております。

財務データ目次

令和6年度の経営環境・事業概況	32	自己資本の充実の状況	
財務諸表	33	自己資本調達手段の概要	43
・貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書		自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
・法定監査の状況、財務諸表の正確性の確認		単体自己資本比率(自己資本の構成に関する事項)	44
直近5事業年度における主要な事業の概況	37	自己資本の充実度に関する事項	45
主要な業務の状況を示す指標	37	信用リスクに関する事項	46
預金に関する指標	38	信用リスク削減手法に関する事項	50
貸出金に関する指標	39	出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	51
貸出資産の健全性に関する事項	40	リスク・ウェイトのみなし計算に関する事項	51
・協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況		金利リスクに関する事項(IRRBB)	52
有価証券に関する指標	41		
その他の業務に関する事項	42		

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	1,987,129	1,913,335
預け金	33,041,572	31,339,672
有価証券	18,973,118	19,556,302
国債	3,728,550	3,367,898
地方債	499,820	590,230
社債	9,374,120	10,784,880
株式	66,640	68,794
投資信託	128,325	117,710
外国証券	4,665,903	4,118,205
その他の証券	509,759	508,583
貸出金	91,161,416	91,686,808
割引手形	260,089	124,534
手形貸付	4,953,389	4,995,192
証書貸付	80,781,628	81,144,362
当座貸越	5,166,308	5,422,718
その他資産	903,825	887,418
未決済為替貸	34,318	18,509
全信組連出資金	507,000	507,000
前払費用	10,860	7,925
未収収益	112,601	138,752
その他の資産	239,044	215,231
有形固定資産	1,305,481	1,282,030
建物	510,664	491,197
土地	711,954	711,624
建設仮勘定	-	1,082
その他の有形固定資産	82,863	78,125
無形固定資産	65,660	52,590
ソフトウェア	48,761	33,592
その他の無形固定資産	16,898	18,998
前払年金費用	74,203	66,648
債務保証見返	61,212	37,414
貸倒引当金	△2,008,731	△1,863,639
(うち個別貸倒引当金)	(△1,687,541)	(△1,629,268)
資産の部合計	145,564,889	144,958,582

科 目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預金積金	127,007,507	129,491,103
当座預金	830,562	725,441
普通預金	55,104,986	56,901,155
貯蓄預金	3,396	3,653
通知預金	227,094	205,879
定期預金	64,482,112	65,600,276
定期積金	6,123,157	5,637,697
その他の預金	236,196	416,999
借入金	11,800,000	8,800,000
当座借越	11,800,000	8,800,000
その他負債	370,443	457,596
未決済為替借	46,712	38,652
未払費用	39,153	76,620
給付補填備金	2,018	1,988
未払法人税等	4,563	4,563
前受収益	56,481	70,846
払戻未済金	91,945	61,381
職員預り金	104,934	107,809
その他の負債	24,633	95,733
賞与引当金	73,133	78,054
役員退職慰労引当金	798	798
睡眠預金払戻損失引当金	1,557	1,508
偶発損失引当金	44,007	28,743
繰延税金負債	66,399	19,145
再評価に係る繰延税金負債	83,285	83,285
債務保証	61,212	37,414
負債の部合計	139,508,344	138,997,651
(純資産の部)		
出資金	3,418,230	3,397,285
普通出資金	2,418,230	2,397,285
優先出資金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金	1,301,268	1,594,887
利益準備金	865,000	895,700
その他利益剰余金	436,268	699,187
当期末処分剰余金	436,268	699,187
組合員勘定計	5,719,498	5,992,172
その他有価証券評価差額金	119,336	△248,951
土地再評価差額金	217,710	217,710
評価・換算差額等合計	337,046	△31,241
純資産の部合計	6,056,545	5,960,931
負債の部及び純資産の部合計	145,564,889	144,958,582

(注) 貸借対照表の注記事項は、P.35～36に記載しております。

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,205,967	2,275,134
資金運用収益	1,842,886	1,920,993
貸出金利息	1,594,236	1,641,535
預け金利息	35,108	67,439
有価証券利息配当金	184,738	190,988
その他の受入利息	28,802	21,029
役員取引等収益	156,295	173,049
受入為替手数料	42,854	46,581
その他の役員収益	113,440	126,467
その他業務収益	32,676	22,067
国債等債券売却益	9,622	2,921
国債等債券償還益	8	-
その他の業務収益	23,044	19,145
その他経常収益	174,109	159,024
貸倒引当金戻入益	92,261	90,775
償却債権取立益	57,574	44,230
株式等売却益	5,069	8,343
その他の経常収益	19,204	15,674
経常費用	1,808,984	1,954,355
資金調達費用	11,713	81,160
預金利息	10,168	79,602
給付補填備金繰入額	1,029	1,019
その他の支払利息	515	538
役員取引等費用	99,202	120,734
支払為替手数料	15,304	15,172
その他の役員費用	83,898	105,562
その他業務費用	79,154	930
国債等債券売却損	74,598	-
国債等債券償還損	3,690	22
その他の業務費用	865	908
経費	1,443,908	1,550,355
人件費	886,077	944,612
物件費	506,594	553,893
税金	51,236	51,849
その他経常費用	175,006	201,174
貸出金償却	139,719	168,013
株式等売却損	2,313	6,651
その他の経常費用	32,973	26,509
経常利益	396,983	320,778

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
特別利益	-	3,194
固定資産処分益	-	3,194
特別損失	55,999	3,405
固定資産処分損	3,864	3,076
減損損失	52,134	329
税引前当期純利益	340,983	320,568
法人税、住民税及び事業税	4,563	4,563
法人税等調整額	30,361	△1,601
法人税等合計	34,925	2,962
当期純利益	306,058	317,605
繰越金(当期首残高)	171,733	381,581
土地再評価差額金取崩額	△41,523	-
当期末処分剰余金	436,268	699,187

(注) 損益計算書の注記事項は、P.36に記載しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	436,268	699,187
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	54,686	161,643
利益準備金	30,700	31,800
普通出資に対する配当金	12,185	18,043
(年0.5%の割合)		(年0.75%の割合)
普通出資に対する配当金	1	-
(令和4年度分)	(年0.5%の割合)	-
優先出資に対する配当金	11,800	11,800
(年0.59%の割合)	(年0.59%の割合)	(年0.59%の割合)
特別積立金	-	100,000
(優先出資消却積立金)	-	(100,000)
繰越金(当期末残高)	381,581	537,543

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書等につきましては、会計監査人である東光有限責任監査法人の厳正な監査を受けております。

財務諸表の正確性の確認

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、並びに同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月25日
あかぎ信用組合

理事長 **坂口博樹**

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価方法は、法律で定められた地価税の課税対象価格(路線価)により評価を行い実施しております。	
再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	625百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	711百万円
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額	383百万円

- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年~47年	その他	4年~20年
----	--------	-----	--------
- 無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。なお、自社組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下「未保全額」という)が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業先並びに本部各々が第一次査定を実施し、営業支援部(資産査定部署)が第二次査定を行い、その査定結果により上記の引当てを行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,189百万円となっております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数値債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。	
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。	
(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)	
年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
(2)制度全体に占める当組合の損金拠出割合(自 令和5年4月分 至 令和6年3月分)	0.923%
(3)補足説明	
上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び別途積立金48,278百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。	
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。その他の受入手数料は、為替業務以外の業務から受取る受入手数料であり、口座振替手数料や融資業務に関連する手数料などが主たる内容であります。為替業務及びその他の役員取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。	
(1)貸倒引当金	
①当事業年度に係る財務諸表に計上した額	
貸倒引当金	1,863百万円
②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
(i)算出方法	
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。	
(ii)主要な仮定	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
(iii)翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響	
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	

16. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された方針等に基づき、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析、金利感応度分析、VaRのほか一定のストレージを受けた場合の影響額等をリスク管理委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、為替に影響する個別の銘柄ごとに時価管理しているほか、一定のストレージを受けた場合の影響額等を月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用規程、有価証券等運用基準等に則り行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、半期運用計画による投資限度額の設定のほか、週次運用会議など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv)デリバティブ取引

当組合が行うデリバティブ取引は、オプション取引に限定されており、常勤理事会の方針に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、預け金及び有価証券であります。

当組合では、これら金融資産、金融負債についてVaRを用いて市場リスク量として定量分析を行っております。当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いています。

当組合のVaRは共分散行列法(保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しており、令和7年3月31日現在でのリスク量は947百万円であります。

直近250営業日(令和6年3月22日から令和7年3月31日)におけるバックテスト(保有期間1日、計算対象 有価証券)の結果、損失がVaRを超過した回数は9回でありました。VaRは過去の相場変動を前提として統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、前提条件が満たされない状況下におけるリスクは捕捉できない可能性があります。よって、この結果を踏まえ、VaRがリスク管理上問題ない水準となるよう柔軟補正を行っております。なお、上記リスク量は乗数補正後のリスク量であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、定期的に預金の流入を把握することなどによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(※1)	31,339	31,265	△74
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	397	390	△7
その他の有価証券(※2)	19,134	19,134	-
(3)貸出金(※1)	91,686		
貸倒引当金(※3)	△1,843		
	89,843	89,616	△227
金融資産計	140,714	140,405	△309
(1)預金積金(※1)	129,491	128,998	△492
(2)借入金(※1)	8,800	8,749	△50
金融負債計	138,291	137,747	△543

(※1)預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)その他の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いをした投資信託(その他の証券)が含まれております。

(※3)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。原則として、満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。ただし、デリバティブを内包するなどの複合金融商品については、取引金融機関で算出した価格によっております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、株式は取引所の価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「18.」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは該当ありません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(※1)	6
非上場株式(※1)	12
出資金(全信組連等)(※1)	508
組合出資金(※2)	6
合計	533

(※1) 関連法人等株式、非上場株式、及び出資金(全信組連等)については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、及び「外国証券」等が含まれております。以下21.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	397	390	△7
	小計	397	390	△7
合計		397	390	△7

(3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	2,581	2,496	84
	社債	600	600	0
	株式	50	36	13
	投資信託	45	24	20
	外国証券	309	300	9
	その他の証券	502	443	58
小計	4,089	3,902	187	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	388	399	△10
	地方債	590	600	△9
	社債	10,184	10,499	△314
	投資信託	72	79	△6
	外国証券	3,808	3,902	△94
	小計	15,044	15,481	△436
合計	19,134	19,383	△248	

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額 399百万円 売却益 2百万円

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	-	198	3,169	-
地方債	399	97	93	-
社債	699	6,792	2,813	479
外国証券	1,297	2,068	751	-
その他の証券	245	-	257	-
合計	2,641	9,157	7,085	479

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収収益及びその他の資産に含まれる

仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	711百万円
危険債権額	2,634百万円
三月以上延滞債権額	93百万円
貸出条件緩和債権額	7百万円
合計額	3,446百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は124百万円であります。

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,470百万円であります。これらのうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,863百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金動情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約額額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 1,569百万円

26. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しております。

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 33百万円

28. 子会社等との株式の総額 6百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	39百万円
貸倒引当金	646
減価償却費損金算入限度超過額	91
その他有価証券評価差額金	70
その他	48
繰延税金資産小計	896
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△39
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△857
評価性引当額小計	△896
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	18
その他	0
繰延税金負債合計	19
繰延税金負債の純額	19百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	39	39
評価性引当額	-	-	-	-	△39	△39
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 11,000百万円
担保資産に対応する債務 借入金 8,800百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金1,103百万円を担保提供しております。

31. 出資1口当たりの純資産額は1,647円33銭です。

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による費用総額 37百万円
- 出資1口当たり当期純損失 125円82銭(期中平均出資口数により算出)
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、173百万円です。
- 収益を理解するための情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

直近5事業年度における主要な事業の概況

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,050,592	2,173,478	2,112,832	2,205,967	2,275,134
経常利益	180,512	92,455	△616,554	396,983	320,778
当期純利益	160,406	85,449	△622,342	306,058	317,605
預金積金残高	125,538,115	125,190,112	125,915,742	127,007,507	129,491,103
貸出金残高	91,077,828	95,683,534	94,471,477	91,161,416	91,686,808
有価証券残高	24,137,206	22,693,027	20,454,457	18,973,118	19,556,302
総資産額	146,963,832	146,992,050	144,192,316	145,564,889	144,958,582
純資産額	6,530,709	6,724,172	5,830,433	6,056,545	5,960,931
出資総額(注2)	3,132,550	3,528,648	3,496,178	3,418,230	3,397,285
出資総口数(注2)	2,332,550口	2,728,648口	2,696,178口	2,618,230口	2,597,285口
出資配当金	26,990	23,853	24,310	23,986	29,843
うち 普通出資	10,790	12,053	12,510	12,186	18,043
うち 優先出資	16,200	11,800	11,800	11,800	11,800
単体自己資本比率(注3)	7.87%	8.10%	7.46%	7.44%	8.50%
職員数	150人	145人	145人	141人	136人

(注) 1. 残高計数は期末現在のものです。

2. 出資総額には優先出資金1,000,000千円を、出資総口数には優先出資200,000口を、それぞれ含みます。(表示する全事業年度)

3. 単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,831,173	1,839,883
資金運用収益	1,842,886	1,920,993
資金調達費用	11,713	81,160
役員取引等収支	57,092	52,314
役員取引等収益	156,295	173,049
役員取引等費用	99,202	120,734
その他業務収支	△46,478	21,136
その他業務収益	32,676	22,067
その他業務費用	79,154	930
業務粗利益	1,841,787	1,913,284
業務粗利益率(注1)	1.26%	1.31%
業務純益(注2)	397,879	362,929
実質業務純益(注3)	397,879	362,929
コア業務純益(注4)	466,537	360,029
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	466,537	360,029

総資金利鞘等

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.26%	1.31%
資金調達原価率	1.03%	1.15%
総資金利鞘	0.23%	0.16%

総資金利益率

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率(注5)	0.27%	0.21%
総資産当期純利益率(注6)	0.20%	0.21%

(注1) 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

(注2) 業務純益 = 業務収益 - 業務費用

(注3) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注4) コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

(注5) 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高 × 100

(注6) 総資産当期純利益率 = 当期純利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高 × 100

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	145,600,499	1,842,886	1.26%	145,702,271	1,920,993	1.31%
うち貸出金	92,583,225	1,594,236	1.72%	90,808,926	1,641,535	1.80%
うち預け金	32,683,328	35,108	0.10%	35,333,849	67,439	0.19%
うち有価証券	19,825,595	184,738	0.93%	19,051,145	190,988	1.00%
資金調達勘定	140,524,551	11,713	0.00%	140,882,680	81,160	0.05%
うち預金	128,621,564	11,197	0.00%	129,870,784	80,621	0.06%
うち借入金	11,800,000	-	0.00%	10,904,109	-	0.00%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度328千円、令和6年度302千円)を控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△17,633	20,010	2,377	1,340	76,766	78,106
うち貸出金	△37,055	48,214	11,158	△30,552	77,851	47,299
うち預け金	2,427	△83	2,344	4,734	27,595	32,330
うち有価証券	△13,362	1,933	△11,428	△7,216	13,466	6,250
支払利息	△126	△1,364	△1,490	205	69,241	69,447
うち預金	△104	△1,680	△1,785	768	68,656	69,424
うち借入金	-	266	266	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按じてしております。

常勤役員一人当たりの残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
預金残高	869	918
貸出金残高	624	650

一店舗当たりの残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
預金残高	9,769	9,960
貸出金残高	7,012	7,052

預貸率・預証率

		令和5年度	令和6年度
預貸率	期末残高	71.77%	70.80%
	期中平均	71.98%	69.92%
預証率	期末残高	14.93%	15.10%
	期中平均	15.41%	14.66%

組合員数

(単位:人)

	令和5年度	令和6年度
個人	21,711	21,326
法人	2,651	2,645
合計	24,362	23,971

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	56,522	43.94	58,206	44.81
定期性預金	72,098	56.05	71,664	55.18
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	128,621	100.00	129,870	100.00

預金者人格別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	100,810	79.37	101,320	78.24
法人	26,196	20.62	28,170	21.75
一般法人	23,004	18.11	23,916	18.46
金融機関	23	0.01	20	0.01
公金	1,056	0.83	2,112	1.63
その他	2,111	1.66	2,121	1.63
合計	127,007	100.00	129,491	100.00

定期預金種類別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	63,183	97.98	64,447	98.24
変動金利	21	0.03	17	0.02
その他	1,276	1.98	1,135	1.73
合計	64,482	100.00	65,600	100.00

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄	158	111

貸出金に関する指標

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	305	0.32	176	0.19
手形貸付	5,852	6.32	4,585	5.04
証書貸付	81,156	87.65	81,109	89.31
当座貸越	5,268	5.69	4,937	5.43
合計	92,583	100.00	90,808	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,592	10.77	2,321	14.63
住宅ローン	13,189	89.22	13,545	85.36
合計	14,782	100.00	15,866	100.00

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	9,037	9.91	8,820	9.62
農業、林業	727	0.79	663	0.72
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	3	0.00
建設業	8,477	9.29	8,273	9.02
電気、ガス、熱供給、水道業	5,118	5.61	4,787	5.22
情報通信業	1,115	1.22	1,142	1.24
運輸業、郵便業	3,033	3.32	2,933	3.19
卸売業、小売業	7,197	7.89	7,129	7.77
金融業、保険業	211	0.23	106	0.11
不動産業	19,512	21.40	19,644	21.42
物品賃貸業	605	0.66	611	0.66
学術研究、専門・技術サービス業	734	0.80	777	0.84
宿泊業	525	0.57	481	0.52
飲食業	1,634	1.79	1,578	1.72
生活関連サービス業、娯楽業			1,149	1.25
教育、学習支援業	733	0.80	696	0.75
医療、福祉	2,905	3.18	3,015	3.28
その他のサービス	4,557	4.99	4,538	4.95
その他の産業	1,073	1.17	635	0.69
小計	68,457	75.09	66,991	73.06
地方公共団体	4,120	4.51	4,696	5.12
個人	18,583	20.38	19,998	21.81
合計	91,161	100.00	91,686	100.00

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	37,080	40.67	36,706	40.03
設備資金	54,081	59.32	54,980	59.96
合計	91,161	100.00	91,686	100.00

貸出金金利区別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	37,646	41.29	38,203	41.66
変動金利	53,514	58.70	53,483	58.33
合計	91,161	100.00	91,686	100.00

貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,895	2.07	1,739	1.89
有価証券	-	-	-	-
動産	9,970	10.93	9,251	10.09
不動産	34,269	37.59	34,098	37.18
その他	57	0.06	48	0.05
小計	46,193	50.67	45,137	49.23
信用保証協会・信用保険	12,489	13.70	11,524	12.56
保証	19,824	21.74	20,210	22.04
信用	12,654	13.88	14,813	16.15
合計	91,161	100.00	91,686	100.00

債務保証見返担保別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
信用保証協会・信用保険	59	97.88	36	96.96
保証	1	2.11	1	3.03
信用	-	-	-	-
合計	61	100.00	37	100.00

貸出資産の健全性に関する事項

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	引当率 C/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	647	493	154	100.00	100.00
	令和6年度	711	598	113	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	2,976	1,450	1,160	87.73	76.07
	令和6年度	2,634	1,223	1,175	91.08	83.35
要管理債権	令和5年度	25	12	6	77.20	54.35
	令和6年度	100	74	0	74.78	3.09
三月以上延滞債権	令和5年度	16	12	4	100.00	100.00
	令和6年度	93	74	0	80.87	4.04
貸出条件緩和債権	令和5年度	8	-	2	27.14	27.14
	令和6年度	7	-	0	0.80	0.80
小計	令和5年度	3,648	1,956	1,322	89.84	79.09
	令和6年度	3,446	1,896	1,289	92.45	83.21
正常債権	令和5年度	87,662				
	令和6年度	88,328				
合計	令和5年度	91,271				
	令和6年度	91,775				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸倒引当金の期末残高・期中増減額

(単位:百万円)

	期首残高	増加額	令和5年度		期末残高	令和6年度		期末残高		
			減少額			減少額				
			目的使用	その他		目的使用	その他			
一般貸倒引当金	474	321	-	474	321	234	-	321	234	
個別貸倒引当金	1,829	123	202	62	1,687	1,687	56	54	59	1,629
合計	2,303	444	202	536	2,008	2,008	290	54	381	1,863

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していないため、特定海外債権引当勘定に係る引当は行っていません。

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	139	168

有価証券に関する指標

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め なし	合計
国債	令和5年度	1,001	-	-	2,727	-	-	3,728
	令和6年度	-	-	198	3,169	-	-	3,367
地方債	令和5年度	-	400	-	98	-	-	499
	令和6年度	399	-	97	93	-	-	590
社債	令和5年度	1,199	1,593	3,290	2,704	586	-	9,374
	令和6年度	699	2,965	3,826	2,813	479	-	10,784
外国証券	令和5年度	1,302	1,595	991	775	-	-	4,665
	令和6年度	1,297	297	1,771	751	-	-	4,118
その他	令和5年度	-	243	-	255	-	206	704
	令和6年度	245	-	-	257	-	192	695
合計	令和5年度	3,503	3,833	4,282	6,562	586	206	18,973
	令和6年度	2,641	3,263	5,894	7,085	479	192	19,556

(注)「その他」は、株式、投資信託及びその他の証券の合計額です。

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
国債	-	-	-	397	390	△7
小計	-	-	-	397	390	△7
合計	-	-	-	397	390	△7

その他有価証券

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
国債	3,728	3,496	231	2,581	2,496	84
地方債	201	200	0	-	-	-
社債	1,507	1,500	7	600	600	0
外国証券	1,523	1,497	26	309	300	9
その他	644	554	90	597	505	92
小計	7,605	7,248	356	4,089	3,902	187
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
国債	-	-	-	388	399	△10
地方債	298	300	△1	590	600	△9
社債	7,867	7,999	△132	10,184	10,499	△314
外国証券	3,142	3,200	△57	3,808	3,902	△94
その他	30	30	△0	72	79	△6
小計	11,338	11,529	△191	15,044	15,481	△436
合計	18,943	18,778	164	19,134	19,383	△248

(注) 1.「その他」は、株式、投資信託及びその他の証券の合計額です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
関連法人等株式	6		6	
非上場株式	12		12	
出資金(全信組連等)	508		508	
組合出資金	11		6	
合計	538		533	

(注) 1. 関連法人等株式、非上場株式、及び出資金(全信組連等)については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※有価証券等に関して以下の取引は該当がございません

・商品有価証券 ・金銭の信託 ・金融先物取引 ・デリバティブ取引

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,163	26.04	3,010	15.80
地方債	470	2.37	570	2.99
社債	8,309	41.91	9,971	52.33
外国証券	5,099	25.71	4,877	25.60
その他	783	3.94	620	3.25
合計	19,825	100.00	19,051	100.00

その他の業務に関する事項

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
全国信用協同組合連合会	-		-	
商工組合中央金庫	59		36	
日本政策金融公庫	6		5	
住宅金融支援機構	127		106	
福祉医療機構	4		3	
その他	-		-	
合計	198		151	

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
振込・送金	他金融機関向け	89,262	71,327	90,079	79,713
	他金融機関から	125,581	84,726	129,701	91,534
代金取立	他金融機関向け	47	4	1	0
	他金融機関から	-	-	-	-

証券業務

公共債窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人向け国債	83		401	

国際業務

外国為替取扱残高

(単位:千米ドル)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
貿易	-		-	
貿易外	-		-	
合計	-		-	

公共債引受額

当組合は公共債の引受業務は行っていません。

投資信託窓口販売実績

当組合は投資信託の窓口販売は行っていません。

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
外貨建資産	-		-	

自己資本の充実の状況 ～バーゼルⅢ第3の柱に関する事項

バーゼルⅢとは

バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準のことで、この基準は、当組合のように国内に限られた地域で営業を行う金融機関もその「国内基準」が適用されています。当初、1988(昭和63)年に策定(バーゼルⅠ)され、以降順次見直しが進められ、2017(平成29)年以降の世界的な金融危機を契機に現行基準であるバーゼルⅢについての合意が成立、2025(令和7)年3月末に最終化パッケージが適用開始となりました。

バーゼルⅢの枠組み(国内基準)

第1の柱 最低所要自己資本比率

各金融機関の実情に応じたリスク計測手法により正確にリスクを反映したうえで、最低所要自己資本比率(4%)の維持が求められる。

第2の柱 自己管理と監督上の検証

第1の柱では対象にならない金利リスク等も含めた主要なリスクを金融機関自身が把握したうえで経営上必要な自己資本を検討し、監督当局によってその適切性を監督される。

第3の柱 市場規律

情報開示(ディスクロージャー)を通じて、市場によってその健全性を監督される。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等から構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	あかぎ信用組合	あかぎ信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本の額に算入された額	2,397百万円	2,000百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、一つ目の観点として、健全性の指標である自己資本比率が国内基準である4%に対して十分な水準かどうかによって評価しております。なお、当組合では自己資本の充実策は経営計画等に基づく業務推進により得た利益の積み上げを第一に捉えており、同計画の進捗管理を通じて将来における自己資本の額及び自己資本比率の見通しを原則毎月算出し管理しております。

また二つ目の観点はリスク管理の側面であり、①統合的リスク管理②自己資本管理による評価を実施しております。概要は①通常に想定されるリスク量とリスク資本等を比較した場合のバッファ(余力)の管理、②通常には想定できないストレス環境下におけるバッファの管理により、当組合の抱える各種リスク(第1の柱では捕捉できないリスクを含む)に対して十分な資本を有しているか、資本に対して過度なリスクテイクを行っていないかの評価によります。なお、リスク計測方法やストレスシナリオは、リスク管理委員会により毎期に決定され、同委員会は四半期毎にリスク量やバッファのモニタリングを行っております。

KEY WORD

コア資本に係る調整項目 …… コア資本からの控除項目のことであり、損失吸収力を有さないものや金融システム全体のリスクを高めるものなど、資本の質を向上させるために厳格な基準により設けられています。

エクスポージャー …… 価格変動リスクに晒されている資産のことを指します。

リスク・ウェイト …… 資産の危険度を表す指標で、自己資本比率算出の際に保有資産ごとに分類して用います。

なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

・Moody's ・Standard & Poor's ・R&I(格付情報センター) ・JCR(日本格付研究所)

※上記のいずれかを用い、エクスポージャーの種類に応じた使い分けは行っていません。

リスク・アセット …… リスク資産(貸出金や有価証券などのエクスポージャー)をリスクの大きさ(=リスク・ウェイト)に応じて再評価した資産金額のことです。

単体自己資本比率(自己資本の構成に関する事項)

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	5,695,511	5,962,328
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,418,230	4,397,285
うち、利益剰余金の額	1,301,268	1,594,887
うち、外部流出予定額(△)	23,986	29,843
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	365,196	263,115
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	365,196	263,115
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,060,708	6,225,443
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	47,491	38,038
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47,491	38,038
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	53,671	48,207
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	101,163	86,245
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,959,545	6,139,197
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	76,379,390	68,736,571
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,703,232	3,461,937
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	80,082,623	72,198,508
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.44%	8.50%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「一般貸倒引当金」にはこれに準じるものとして偶発損失引当金を含んでおります。

自己資本の充実度に関する事項

所要自己資本額等

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額(A)	76,379	3,055	68,736	2,773
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	76,356	3,054	68,708	2,772
ソブリン向け	576	23	632	25
金融機関向け	4,915	196	5,508	220
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			40	1
法人等向け	37,359	1,494	29,515	1,180
中小企業等・個人向け	10,397	415		
中堅中小企業等・個人向け			9,484	379
トランザクター向け			30	1
抵当権付住宅ローン	2,658	106		
不動産取得等事業向け	17,191	687		
不動産関連向け			18,462	762
自己居住用不動産等向け			6,361	254
賃貸用不動産向け			3,840	153
事業用不動産向け			5,917	236
その他不動産向け			2,343	93
劣後債権及びその他資本性証券等			601	24
三月以上延滞等	616	24		
延滞等向け			1,675	67
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞			208	8
出資等	598	20		
株式等			580	23
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	503	20	503	20
信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	507	20	507	20
その他	1,032	41	1,030	41
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23	0	28	1
ルック・スルー方式	23	0	28	1
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額(B)	3,703	148	3,461	138
BI			2,307	
BIC			276	
単体総所要自己資本額(A+B)	80,082	3,203	72,198	2,887

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額に4%を乗じた額

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること、②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと、③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。(令和5年度計数)

〈オペレーショナルリスクの算出方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

8. 当組合は、標準的計測方法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)

9. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	延滞等 エクスポージャー
	合計		貸出金等		債券			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	11,788	12,573	9,087	8,970	2,700	3,602	58	257
建設業	9,943	10,112	9,041	9,010	901	1,101	93	607
卸売業、小売業	8,535	8,371	7,443	7,470	1,101	901	85	1,359
金融業、保険業	38,865	37,486	241	133	5,005	5,413	-	6
不動産業	20,029	20,142	19,728	19,842	300	300	46	258
各種サービス業	14,046	14,118	14,046	14,118	-	-	245	547
国・地方公共団体等	8,129	8,602	4,125	4,700	4,004	3,901	-	-
個人	16,262	18,557	16,262	18,557	-	-	220	376
その他	19,352	18,143	11,303	10,442	4,208	4,009	20	69
業種別合計	146,952	148,107	91,271	93,246	18,222	19,231	770	3,481
1年以下	47,170	39,080	12,829	12,276	3,503	2,405		
1年超3年以下	11,006	13,998	6,182	6,483	3,605	3,305		
3年超5年以下	11,037	13,450	6,229	6,735	4,307	6,013		
5年超10年以下	29,337	31,167	22,905	23,934	6,205	7,006		
10年超20年以下	28,965	27,994	28,965	27,994	-	-		
20年超	14,171	14,675	13,569	14,174	601	500		
期間の定めのないもの	1,972	4,580	589	1,647	-	-		
その他	3,290	3,158	-	-	-	-		
残存期間別合計	146,952	148,107	91,271	93,246	18,222	19,231		

- (注) 1. 地域別に区分した場合、多くは国内向けですが、債券の一部においてのみ国外の発行体向けとなっております。(令和5年度3,505百万円、令和6年度3,310百万円)
 2. 「貸出金等」とは、貸出金の期末残高に加え、未収利息等の与信額、及び当座貸越のコミットメント等オフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及びデフォルトしたエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること、②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと、③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 5. 「その他」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等、及び各区分に分類することが困難なエクスポージャー等が含まれます。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー及びCVAリスクは含まれておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本項目は、P.40に記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金等償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金等償却	
	令和5年度				令和6年度				令和5年度	令和6年度
	期首残高	増加	減少	期末残高	期首残高	増加	減少	期末残高		
製造業	126	16	5	138	138	-	30	108	8	6
建設業	57	7	6	58	58	15	44	29	5	77
卸売業、小売業	1,098	-	22	1,075	1,071	2	13	1,060	31	0
不動産業	6	5	-	11	11	11	4	18	-	41
各種サービス業	293	89	25	357	357	15	11	360	89	5
個人	221	4	203	23	23	10	5	28	4	36
その他	24	0	1	23	27	0	4	23	0	1
合計	1,829	123	263	1,687	1,687	56	114	1,629	139	168

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 期中の業種変更は、当該期首に遡って変更を反映させております。したがって、前年度期末残高と当年度期首残高が一致しないことがあります。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,913	-	1,913	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,411	-	3,411	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	201	-	201	-	40	20%
我が国の地方公共団体向け	5,301	-	5,301	-	-	0%
国際開発銀行向け	500	-	500	-	100	20%
我が国の政府関係機関向け	0	-	0	-	0	10%
金融機関向け	34,298	2	25,498	2	5,508	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	-	200	-	40	20%
法人等向け	40,485	2,396	40,204	407	29,515	73%
中堅中小企業等・個人向け	13,963	12,298	12,831	300	9,484	72%
トランザクター向け	-	886	-	68	30	45%
不動産関連向け	29,613	-	29,613	-	18,462	62%
自己住居用不動産等向け	12,879	-	12,879	-	6,361	49%
賃貸用不動産向け	6,440	-	6,440	-	3,840	60%
事業用不動産向け	6,388	-	6,388	-	5,917	93%
その他不動産向け	3,905	-	3,905	-	2,343	60%
劣後債権及びその他資本性証券等	601	-	601	-	601	100%
延滞等向け	1,402	20	1,381	1	1,675	121%
自己居住用不動産向けに係る延滞	283	-	283	-	208	73%
取立未済手形	18	-	18	-	3	20%
信用保証協会等による保証付	10,678	30	10,678	3	491	5%
株式等	580	-	580	-	580	100%
合計					66,671	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

KEY WORD

貸倒引当金

貸倒れによる債権回収不可能に対応するため、あらかじめ貸倒れの見積額を計上するものです。

〈貸倒引当金の計上基準〉

正常先、要注意先債権 …… 債権の区分毎に、過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、各債権額にこれを乗じて、今後1年間(要管理先については3年間)の予想損失額を見積りその予想損失額を一般貸倒引当金として計上する。

破綻懸念先債権 …… 債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額(以下、未保全額という)が一定額以上の先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を個別貸倒引当金として計上する。また、その他の先については、破綻懸念先債権における過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、未保全額に予想損失率を乗じて、今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金として計上する。

実質破綻先、破綻先債権 …… 未保全額の全額について個別貸倒引当金の引当を行う。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	40%未満	40%～70%	75%	80%	85%	90%～100%	105%～130%	150%	250%	合計
現金	1,913	-	-	-	-	-	-	-	-	1,913
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,411	-	-	-	-	-	-	-	-	3,411
外国の中央政府及び中央銀行向け	201	-	-	-	-	-	-	-	-	201
我が国の地方公共団体向け	5,301	-	-	-	-	-	-	-	-	5,301
国際開発銀行向け	500	-	-	-	-	-	-	-	-	500
我が国の政府関係機関向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
金融機関向け	24,898	600	-	-	-	0	-	-	-	25,500
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	-	-	-	-	-	-	-	-	200
法人等向け	4,606	6,213	-	-	28,694	1,097	-	-	-	40,611
中堅中小企業等・個人向け	532	1,377	10,114	-	-	1,106	-	-	-	13,131
トランザクター向け	0	67	-	-	-	-	-	-	-	68
不動産関連向け	3,886	19,419	340	-	-	1,278	4,666	22	-	29,613
自己住居用不動産等向け	1,576	11,265	37	-	-	-	-	-	-	12,879
賃貸用不動産向け	2,310	2,089	302	-	-	-	1,737	-	-	6,440
事業用不動産向け	-	2,158	-	-	-	1,278	2,928	22	-	6,388
その他不動産向け	-	3,905	-	-	-	-	-	-	-	3,905
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	601	-	601
延滞等向け	6	297	-	-	-	188	-	891	-	1,383
自己居住用不動産向けに係る延滞	-	151	-	-	-	132	-	-	-	283
取立未済手形	18	-	-	-	-	-	-	-	-	18
信用保証協会等による保証付	10,681	-	-	-	-	-	-	-	-	10,681
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	580	580
合計	55,958	28,059	10,455	-	28,694	3,803	4,666	1,515	580	133,733

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	令和5年度		
	格付適用有	格付適用無	合計
0%	-	30,719	30,719
10%	-	4,366	4,366
20%	2,872	25,211	28,083
35%	-	7,595	7,595
50%	7,391	193	7,585
75%	-	13,264	13,264
100%	300	52,581	52,882
150%	-	264	264
250%	-	201	201
その他	-	1,987	1,987
合計	10,564	136,387	146,952

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後、経過措置適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー及びCVAリスクは含まれておりません。

(単位:百万円)

	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	CCF・信用リスク削減効果適用後 資産の額及び与信相当額 の合計額
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	66,118	9,923	0.105%	55,958
40% ~ 70%	27,892	1,670	10.000%	28,059
75%	10,353	675	16.564%	10,455
80%	-	-	-	-
85%	28,341	2,255	17.839%	28,694
90% ~ 100%	3,784	215	10.208%	3,803
105% ~ 130%	4,666	-	-	4,666
150%	1,514	8	10.000%	1,515
250%	580	-	-	580
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	143,252	14,748	4.845%	133,733

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続については、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

なお、削減手法として派生商品取引及びレポ取引は行っておりません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保証		貸出金と自組合預金の相殺	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ソブリン向け	-	-	201	201	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	11,800	8,800
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	377	373	69	4	-	-
中小企業等・個人向け	982	-	983	-	-	-
中堅中小企業等・個人向け	-	10,869	-	2,783	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得事業等向け	119	-	0	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	9,052	-	-
自己住居用不動産等向け	-	-	-	9,052	-	-
賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	1	-	1	-	-	-
延滞等向け	-	23	-	18	-	-
自己住居用不動産向けに係る延滞	-	-	-	151	-	-
出資等	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-
合計	1,480	11,266	1,255	12,212	11,800	8,800

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。(自組合担保預金のみ)

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

KEY WORD

信用リスク削減手法 …………… 信用リスク・エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合、自己資本比率算出の際にエクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど、信用リスク・アセット額を軽減する措置のことです。

派生商品取引 …………… 派生商品取引に関するリスク管理方針及び手続の概要等

当組合は派生商品取引については、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。取引の種類は、原則としてオプション(プット、コール)の売りに限り行います。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーのリスク管理は、エクスポージャーの種類として、あるいは上場・関連会社等の区分ごととして、個別的に定めを設けずに、市場リスクとして包括的に管理を行っているため、当該リスク管理方針、手続等を準用しております。また、会計処理については、金融商品取引法・金融商品会計に関する実務指針に準拠し、適切に行っております。

また保有比率について、有価証券全体に対し株式は10%の範囲内、かつ株式全体に対し原則として各業種30%の範囲内での運用を行っております。

貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	50	50
上場株式等以外	1,119	580	1,102	575
合計	1,167	628	1,152	625

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーは、上場株式等以外に含めて記載しております。

売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	5	-
売却損	2	-
償却	-	-

(注) 本項目には、投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーに係る売買損益は含みません。

貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	68	65

(注) 本項目の数値は、出資等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	-	-

(注) 本項目の数値は、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	24	30
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

KEY WORD

証券化エクスポージャー …… 金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことです。

証券化エクスポージャーに関するリスク管理方針等

当組合は証券化エクスポージャーについては、投資家としてのみ関与しており、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。リスク・アセットの算出には標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、P.43記載の適格格付機関を使用しております。なお、前期末、当期末ともに保有しておりません。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、すべての金利感応資産・負債(貸出金、有価証券、預け金、預金、借入金、他)を管理・計測の対象としております。また、当組合では、金利変動のほか為替や株式等の様々なリスクファクターの変動も含めた市場リスクのひとつとして管理しております。

そのうち、金融庁の定める金利リスク(IRRB)については、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される Δ EVE、及び期間損益の減少額として計測される Δ NIIを複数の金利シナリオに基づき算出しております。なお、計測は経営企画室が四半期毎に実施し、その都度リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクの算定方法の概要

1.開示告示に基づく Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 …1.116年
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 …4.917年
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 …金融庁が定める保守的な前提(現残高の50%、毎月均等割)
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 …金融庁が定める保守的な前提(期限前返済:3%、早期解約:34%)
- (5) 複数の通貨の集計方法及びその前提 …通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算
- (6) スプレッドに関する前提 …考慮しておりません
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 …使用しておりません
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 …当期は、貸出金や預け金などの平均残存期間の長期化により、 Δ EVE(最大値)が前事業年度より増加しました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 …当期末の重要性テスト比率(金利リスク÷自己資本)は24.027%であり、監督上の基準値である20%を超過しております。今後もリスク管理を徹底しながら利益計上及び自己資本の充実に努めてまいります。

2.自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理として、VaRなどで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかのモニタリングを行っております。また、市場リスク管理として、BPVをはじめとする各種リスク指標、当組合のポートフォリオの特性に応じて設定する仮想的なストレスや過去のストレス事象による影響をモニタリングするほか、自己資本が枯渇するなど複数の重大な事象に至る金利変動幅をモニタリング(リバース・ストレステスト)しております。なお、計測等は経営企画室が月次で実施し、リスク管理委員会へ四半期毎に報告しております。

IRRB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番	イ	ロ	ハ	ニ
	Δ EVE		Δ NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	1,475	1,318	112	83
2 下方パラレルシフト	-	-	333	175
3 スティープ化	908	948		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	1,475	1,318	333	175
	ホ		へ	
	当期末		前期末	
8 自己資本の額	6,139		5,959	

KEY WORD

コア預金 …… 明確な金利改定間隔のない要求性払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。
 当組合では①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額と定義し、満期は最長5年までの期間に毎月均等に振分けています。(平均2.5年)

報酬体系について

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。ただし、「退職慰労金」につきましては平成18年度以降は運用しておりません。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬につきましては役位や在任年数等を勘案し当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その支給額を役員退職慰労金支給規程で定めております。ただし、平成18年以降は運用を停止しております。

(2)役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	50,676	80,000
監事	11,457	20,000
合計	62,133	100,000

(注) 1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事10名、監事5名です。(退任役員を含む)

3.上記以外に支払った役員賞与等は、理事9千円であります。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の兼務の運営または財産に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当期において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」とは、当期に対象役員(うち常勤役員)に支払った報酬等の平均額としております。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

信用組合とは

信用組合は、「相互扶助」を理念とし、中小企業・小規模事業者等や地域、業域、職域の生活者がお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組合組織の金融機関です。株式会社が、株主のための最大利益の追求を目的としているのに対して、協同組合である信用組合は、適正な利益と組合員の発展に貢献することを目的とする金融機関です。右のロゴとコピーは全国の信用組合共通のシンボルマークです。

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。

開示項目一覧

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条

	掲載ページ
一 概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	17
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	17
ハ 会計監査人の氏名又は名称	17
ニ 事務所の名称及び所在地	59
ホ 代理業者に関する事項	該当なし
二 主要な事業の内容	17
三 主要な事業に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	32
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
(1) 経常収益	
(2) 経常利益(損失)	
(3) 当期純利益(損失)	
(4) 出資総額、出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 職員数	37
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
主要な業務の状況を示す指標	
一 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	37
二 資金運用収支、債務取引等収支及びその他業務収支	37
三 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	37
四 受取利息及び支払利息の増減	38
五 総資産経常利益率	37
六 総資産当期純利益率	37
預金に関する指標	
一 預金種目別の平均残高	38
二 固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金の残高	38
貸出金等に関する指標	
一 種類別平均残高	39
二 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	39
三 担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額	39
四 使途別残高	39
五 業種別残高・構成比	39
六 預貸率(期末残高・期中平均)	38
有価証券に関する指標	
一 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
二 種類別の残存期間別残高	41
三 種類別平均残高	42
四 預証率(期末残高・期中平均)	38
四 事業の運営に関する事項	
イ リスク管理体制	21~22
ロ 法令遵守の体制	23~27
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7~11
ニ (2) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	29
五 直近2事業年度における財産の状況	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33~36
ロ 不良債権に関する事項(リスク管理債権及び金融再生法開示債権)	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	40
ハ 元本補填契約のある信託に係る債権のうち上記ロ(1)~(5)の額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況	右列参照
ホ 次に掲げるものに関する取得(契約)価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) 先物取引、デリバティブ取引等	41
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ト 貸出金償却の額	40
チ 会計監査人による監査	34
七 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし

同条第1項第5号ニ(自己資本の充実の状況)について 金融庁長官が別に定める事項

	掲載ページ
自己資本の構成に関する開示事項	
単体自己資本比率(附則別紙様式第一号)	44
定性的な開示事項	
一 自己資本調達手段の概要	43
二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
三 信用リスクに関する事項	
リスク管理の方針及び手続の概要	22
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称等	43
四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	47
五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	50
六 証券化エクスポージャーに関する事項	51
六の二 CVAリスク相当額の算出に使用する手法	45
六の三 マーケット・リスクに関する事項	該当なし
七 オペレーショナル・リスクに関する事項	
リスク管理の方針及び手続の概要	22
BI及びILMの算出方法	45
八 株式及び出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	51
九 金利リスクに関する事項	
リスク管理の方針及び手続の概要	52
金利リスクの算定手法の概要	52
定量的な開示事項	
一 自己資本の充実度に関する事項	
信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額	45
ポートフォリオの区分ごとの内訳	45
証券化エクスポージャーの額	45
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額	45
CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額	45
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額	該当なし
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額。BI及びBICの額	45
単体自己資本比率の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額	45
二 信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳	46
信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…地域別	46
信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…業種別	46
信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…残存期間別	46
延滞エクスポージャーの額…地域別	該当なし
延滞エクスポージャーの額…業種別	46
一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…地域別	該当なし
個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…業種別	46
業種別の貸出金償却の額	46
ポートフォリオの区分ごとの内訳(CCF適用前後・信用リスク削減手法勘案前後のエクスポージャーの額及びリスク・ウェイトの加重平均値)	47
ポートフォリオの区分ごととリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(CCF適用前後・信用リスク削減手法勘案前後のエクスポージャーの額及びCCFの加重平均値)	48, 49
三 信用リスク削減手法に関する事項	50
四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
五 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
五の二 CVAリスクに関する事項	該当なし
五の三 マーケット・リスクに関する事項	該当なし
六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
貸借対照表計上額及び時価	51
売却及び償却に伴う損益の額	51
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	51
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	51
七 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	51
八 金利リスクに関する事項	52
その他開示項目	
1 「地域密着型金融」に関する事項 (「金融仲介機能のベンチマーク」に関する事項)	7~11
2 「経営者保証に関するガイドライン」に関する事項	12
3 総代に関する事項	19~20
4 報酬体系の開示に関する事項	53
5 財務諸表の正確性の確認	34

主要な商品・サービス一覧

※一部抜粋

預金商品

商品名	商品概要	備考
定期積金		
以下2商品は、あかぎクラブ・健山会会員、またはぐーちよき(シニア)パスポートをお持ちの方は、一般よりもお得な年利率を適用		
定期積金「ラブ」	生命共済付で「貯蓄」に「安心」をプラスしました。毎月積立掛金と「群信協健康友の会」の会費をお支払いいただくことで生命共済加入や保養所の利用が出来る商品です。	掛込金額 5千円・1万円(4コース) 期間 新規5年(60回)満期継続時3年or5年
定期積金「活力」	掛込回数が50回の定期積金で「まとまった資金づくり」に最適です。	掛込金額 2・4・6・10万円(4コース) 期間 4年2ヶ月(50回)
定期預金		
あかぎ年金定期預金	当組合で年金をお受取(一部予約の方を含む)のお客様にのみ提供可能な商品。スーパー定期の店頭金利に所定の金利を上乗せいたします。	金額 1,000円以上(上限は商品ごと) 期間 1年
あかぎ相続定期預金「永遠(とわ)の絆」	相続により取得した資金(金融機関の預金、不動産・株式の換金代金等)を原資としてお預け入れしていただくことで所定の金利を上乗せいたします。遺族年金枠もあります。	金額 相続により取得した金額の範囲 期間 6ヶ月
特定健診特別金利定期預金	前橋市との連携商品。同市の国保に加入の方で、本年度中に特定健診を受診された方は、スーパー定期預金の店頭金利に金利を上乗せいたします。(新規資金限定)	金額 10万円～300万円(組合員600万円) 期間 1年

年金の受取はあかぎ信用組合で

特典1 金利上乗せ商品のご案内

- ▶ 年金定期100 … 上限100万円 受取中の方
- ▶ 年金定期500 … 上限500万円 受取中・予約の方
- ▶ 年金定期500ぶらす … 上限500万円 受取中・予約の方
- ▶ 永遠の絆 … 上限500万円 遺族年金 受取中の方

特典2 お誕生日プレゼント

年金相談会

顧問社会保険労務士を招き、各本支店で開催。年金に関するあらゆるご質問にお答えします。

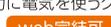
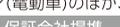
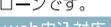
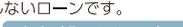
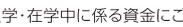
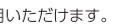
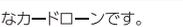
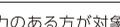
令和6年度の実績

24回開催、相談74名、裁定請求5名

融資商品

商品名	商品概要	備考(金額・期間は上限)
事業性資金		
あかぎ経営支援資金「活力」	法人、個人事業主の方向けの、あかぎ独自の事業性資金です。	金額 1,000万円 期間 6年(設備資金8年)
短期「活力」	法人、個人事業主の方向けの、あかぎ独自の短期事業性資金です。	金額 1,000万円 期間 1年
あかぎサポート「活力」	法人、個人事業主の方向けの、あかぎ独自の事業性カードローンです。	極度額 500万円 契約期間 2年
活力当座貸越	法人、個人事業主の方向けの、あかぎ独自の事業性資金です。	極度額 1,000万円 契約期間 1年
しんくみビジネスローン	法人、個人事業主の方向けの、あかぎ独自の事業性資金です。 保証会社提携	金額 法人1,000万円、個人事業主500万円 期間 5年
あかぎコネックカードローン	法人、法人代表者、および個人事業主の方向けの事業性カードローンです。 保証会社提携	極度額 最大500万円 契約期間 法人3年、その他1年
あかぎコネックローン	法人代表者、および個人事業主の方向けの事業性ローンです。 保証会社提携	金額 500万円 期間 10年
創業支援「プライム」	創業前、または創業後7年以内の方で、当組合営業地域内で事業を営む方を支援するための商品です。 日本政策金融公庫協調	金額 合計1,000万円 期間 10年(設備資金15年) 据置1年可
事業再生支援「サポート」	適切な再生計画を策定し、抜本的な事業再生を図りたい方を支援するための商品です。 日本政策金融公庫協調	金額 合計1,000万円 期間 15年(設備資金20年) 据置2年可
事業承継支援「バトン」	事業承継をお考えの方、またはご予約の方を支援するための商品です。 日本政策金融公庫協調	金額 合計5,000万円 期間 15年 据置1年可
セカンダリー再生エネルギー事業ローン	「再生エネ法で定める買取期間が原則15年以上ある太陽光、小水力、バイオマス発電所」の購入資金または日債借換資金です。	金額 1億円 期間 20年
個人向け(住宅関連)		
新型あかぎ住宅ローンネクストV	☆☆☆ 住宅の新築、増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 保証会社提携	金額 2億円 期間 50年
超長期住宅ローン Sweet Home	保証会社の付かないプロパーの超長期住宅ローンです。まだ所得の少ない若い世代や保証付融資の対象にならない方も応援します。	金額 3,000万円 期間 45年(中古物件は35年)
変動金利住宅ローン「TOMONI～共に～」	☆☆ 住宅取得(居住用土地購入資金含む)、他金融機関でお借入れている住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。 保証会社提携	金額 2億円 期間 50年
多目的リフォームローン	☆ ご自宅の増改築(店舗/借家は除きます)に手早くご利用いただけます。 しんくみローンweb 保証会社提携	金額 2,000万円(web申込は1,000万円) 期間 15年

融資商品(続き)

商品名		商品概要	備考(金額・期間は上限)
個人向け(消費性その他)			
多目的カーライフローン	☆	免許取得から車両購入・車検等、他行カーローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。  	金額 1,000万円 期間 15年
あかぎマイカーローンII	☆	上記と同様の資金使途でご利用いただけます。保証料一括前払い型。  	金額 1,000万円 期間 10年
電動車ローン		ハイブリッド車や電気自動車など動力に電気を使うクルマ(電動車)のほか、その利用に必要な設備の購入資金に。  	金額 1,000万円 期間 15年
フリーローン「すげだち」		資金のお使いみちを限定しないローンです。  	金額 1,000万円 期間 10年
あかぎフリーローン「チョイス」		資金のお使いみちを限定しないローンです。   	金額 1,000万円 期間 10年
多目的教育ローン	☆	受験から入学・在学中に係る費用、他行教育ローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。  	金額 2,000万円 期間 15年(卒業予定月まで据置可)
教育カードローン	☆	就学(予定者)の受験から入学・在学中に係る資金にご利用いただけます。便利なカードタイプです。  	極度額 100万円～500万円(50万円刻み) 契約期間 1年
カードローン「かがやき」	☆	女性専用のお使いみち自由なカードローンです。  	金額 30万円 期間 1年
あかぎシルバーライフローン	☆	満60歳以上で完済時年齢が81歳未満の健康で返済力のある方が対象です。資金使途は事業性・投機資金・遊興費以外。 	金額 100万円 期間 5年(偶数月の隔月返済)
あかぎトラストローン	★	無担保・無保証のフリーローンです。事業性資金、転嫁資金を除きご自由にご利用いただけます。	金額 300万円 期間 5年
あかぎピーターパンカードローン		いざという時に安心のお使いみち自由なカードローンです。ATMでご利用いただけます。(原則自動更新) 	極度額 30万円・50万円 契約期間 3年
トラスト総合口座		お引き出し・公共料金等各種口座振替が普通預金または総合口座の限度を超える場合、契約極度額を限度としてご利用いただけます。	極度額 20万円・50万円・100万円 契約期間 1年

☆☆☆…当組合の指定取引(1項目以上)がある場合、固定金利期間の金利を店頭金利から1.5%引下げます。さらにお取引状況に応じて最大0.5%引下げた金利を適用します。

☆☆…当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.3%引下げた金利を適用します。

☆…当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.2%引下げた金利を適用します。

★…当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.7%引下げた金利を適用します。

*ご融資の際、当組合または保証会社等による所定の審査がありますので、ご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

その他の商品

商品名	商品概要	備考
しんくみ相続信託	相続が発生した際、ご資金をあらかじめご指定した受取人に一括でお渡しできる商品です。管理報酬や申込・解約手数料もなく、元本も保証されているため安心です。	金額 100万円～500万円(100万円単位) 信託契約先 オリックス銀行

WEB完結ローン

お申込からご契約まで、パソコンやスマホからインターネット上で行えます

対象商品

- ・電動車ローン
- ・あかぎフリーローン「チョイス」



※当組合に普通預金口座をお持ちの方で、ご本人確認が済んでいる方に限ります。
※しんくみローンwebは、お申込のみをインターネット上で行うサービスであり、WEB完結型ローンとは異なります

「しんくみ」で

QRコード

CASHLESS

決済サービス

はじめました。

かんたん決済。
スマートフォンだけで、引き落としが可能に。
しんくみの口座から

利用可能なアプリ



手数料一覧

特段の断りがない限り、手数料額には消費税(10%)を含みます
令和7年7月1日現在

為替関係(振込手数料)

	組合員	非組合員	
振込手数料	窓口扱い		
	当組合本支店宛(自店内振込含む)	550円	770円
	電信扱他金融機関宛	990円	1,100円
	文書扱他金融機関宛	990円	1,100円
	窓口扱い(給与振込) ※契約指定2営業日前までにデータ・資金を持込みの場合		
	当組合本支店宛(自店内振込含む)	無料	無料
	他金融機関宛	220円	440円
	インターネットバンキング		
	都度振込	自店内	無料
		当組合本支店宛	220円
他金融機関宛		550円	
総合振込	自店内	無料	
	当組合本支店宛	220円	
	他金融機関宛	440円	
(法人)給与振込	当組合本支店宛(自店内振込含む)		無料
	他金融機関宛	220円	
	ATMでの振込		
キャッシュカード	当組合本支店宛(自店内振込含む)	220円	330円
	他金融機関宛	550円	660円
	当組合本支店宛(自店内振込含む)	330円	
現金	当組合本支店宛		770円
	他金融機関宛		770円
送金手数料	当組合本支店宛		880円
	他金融機関宛		880円

(注1)定額自動送金手数料は、窓口扱いと同一料金になります。
(注2)ATM障害による場合、および視覚障がいによりATM振込が困難な方の窓口扱い振込手数料は、ATMによる振込手数料を適用いたします。

為替関係(その他)

代金取立手数料(手形・小切手共通)	当組合同一支店内	無料
	電子交換	550円
	個別取立	1,100円
不渡手形小切手返却料、取立手形小切手組戻料・振込送金組戻料		880円
当組合本支店間の不渡、組戻手形小切手返却料・組戻料		880円
振込訂正手数料		1,100円

インターネットバンキング基本料金

インターネットバンキングサービス基本料金(月額)		無料
法人向けインターネットバンキング基本料金(月額)	基本利用コース	1,100円
	データ伝送コース	3,300円

でんさいネット利用手数料

	組合内	他金融機関
発生記録(債務者請求方式)	330円	550円
発生記録(債権者請求方式)	330円	550円
譲渡記録	165円	275円
上記譲渡記録のうち割引によるもの	165円	-
分割(譲渡)記録	330円	550円
上記分割(譲渡)記録のうち割引によるもの	330円	-
開示:通常開示(オンライン)		無料
開示:特例開示(書面)		3,300円
開示:残高の開示(都度発行方式)		4,400円
開示:残高の開示(定例発行方式)		1,650円
保証記録(譲渡に随伴しない場合)		330円
変更記録(債権内容に係る場合):オンライン		330円
変更記録(債権内容に係る場合):書面		2,200円
支払等記録(口座間送金決済以外)		330円
取消記録		無料
承諾記録・否認記録		無料
口座間送金決済中止(強制執行等の場合を除く)		660円
割引買戻手数料		660円
支払不能情報照会(利用者、元利用者からの照会)		3,300円
入金手数料(取立手数料)		220円

両替関係

両替手数料、金種指定硬貨支払手数料	1枚~10枚	無料
	11枚~500枚	550円
	501枚~1,000枚	1,100円
	1,001枚以上は1枚~500枚毎に +550円	
硬貨入金手数料(振込含む)	1枚~100枚	無料
	101枚~1,000枚	550円
	1,001枚~2,000枚	1,100円
	2,001枚以上は1枚~1,000枚毎に +550円	

(注1)受取または持込み枚数のいずれか多い方を基準とします。
(注2)新札及び同一金種の両替も対象になります。
(注3)硬貨入金の対象は、普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金の入金、振込、各種料金の払い込みといたします。(税金・寄付金・手数料は除く。)
(注4)同日中に複数回利用された場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。

預金関係

カード発行手数料	入金カード(1枚) ※初回発行分より	1,650円	
再発行手数料	通帳・証書(1冊・通)	1,650円	
	キャッシュカード(1枚)	1,650円	
	カードローンカード(1枚)	1,650円	
	ウィングカード(1枚)	1,650円	
(注1)(注2)(注3)			
同一顧客複数口座発行手数料(注4)		2,200円	
入金帳発行手数料(注4)		2,200円	
手形・小切手発行手数料	約束・為替手形	署名判仕様(1冊50枚)	11,000円
		署名判未仕様(1冊50枚)	11,000円
	小切手	署名判仕様(1冊50枚)	11,000円
		署名判未仕様(1冊50枚)	11,000円
		自己宛小切手(1枚)	1,100円
	マル専手形	マル専手形用紙(1枚)	550円
	マル専取扱手数料(割賦販売通知書1枚につき)		3,300円
署名判登録手数料(手形・小切手)	新規	5,500円	
	変更	3,300円	
相続事務取扱手数料(簡易相続は除く)		2,200円	

(注1)再発行のうち、名義変更による場合は除きます。
(注2)カードの磁気不良による場合の再発行は無料です。
(注3)警察署発行の「盗難届出証明」「受理番号」等の提示がある場合、および「日災証明」または当組合職員により被災(火災等)の事実を確認した場合の再発行は無料です。
(注4)入金帳発行手数料は発行毎、同一顧客複数口座発行手数料は通帳2冊目以降が対象です。

各種証明書発行手数料

融資証明書発行手数料	5千万円以下	22,000円	
	5千万円超	33,000円	
残高証明書発行手数料	当組合所定の用紙	作成基準日が依頼月又は前月のもの	550円
	(注1)	上記以外	660円
	当組合所定外の用紙	住宅ローン年末残高証明書	1,100円
		お客様ご指定の用紙	1,100円
(1通)	監査法人向け残高証明書	3,300円	
情報開示(取引履歴の開示はお客様番号当たり) ※相続の場合を除く		1,100円	
英文による残高証明書(1通)		1,100円	

(注1)お客様の依頼により当組合所定の用紙で残高証明書を定期発行し郵送する場合には、上記手数料のほか郵送料(簡易書留郵便料金)がかかります。

夜間金庫・貸金庫利用手数料

夜間金庫利用手数料(設置店のみ)	基本料(年間) 投入口鍵1個・入金袋1個	13,200円	
	投入口鍵 1個追加(再発行含む)	3,300円	
	入金袋 1個追加(再発行含む)	3,300円	
全自動貸金庫手数料(本店)	利用料(年間)	大	26,400円
		中	19,800円
	代理人カード発行手数料		2,200円
	カード喪失再発行手数料		2,200円
鍵喪失再発行手数料		33,000円	

融資関係(実行、書替及び条件変更等)

手形貸付	書替(預金担保扱い)	3,300円	
	書替(預金担保を除く)	5,500円	
	融資実行	実行額 5千万円以下 実行額 5千万円超～1億円未満 実行額 1億円超	5,500円 22,000円 33,000円
証書貸付	融資実行	実行額 30万円未満	3,300円
		実行額 30万円以上 5千万円以下 (消費税別)	実行額の0.1% (下限5,500円)
		実行額 5千万円超 (消費税別)	実行額の0.2%
	条件変更(住宅ローン金利選択時を除く)	11,000円	
割引手形実行手数料(注1)		3,300円	
債務保証実行手数料		3,300円	
当座貸越新規契約手数料		3,300円	
一般当座貸越「活力I～Ⅲ」 (預金担保を除く)	実行・延長手数料	3,300円	
	金利引き下げ手数料	11,000円	
超長期住宅ローン「Sweet Home」実行手数料 (消費税別)		実行額の2%	
全国保証株式会社住宅ローン取扱手数料		110,000円	
全国保証(株)保証付融資の条件変更		3,300円	
金利選択型の固定金利への継続・変更		5,500円	
保証人の追加・脱退・変更手数料		22,000円	

(注1)割引手形実行手数料は、実行単位を基準といたします。

融資関係(繰上げ完済、一部繰り上げ返済)

住宅ローン(固定金利期間中)の繰上げ完済	55,000円	
住宅ローン(変動金利期間中)の繰上げ完済	55,000円	
住宅ローン(固定金利期間中)の一部繰上げ返済	22,000円	
住宅ローン(変動金利期間中)の一部繰上げ返済	5,500円	
繰上げ完済手数料(Sweet Home)	55,000円	
住宅ローン以外の繰上げ完済	残高 30万円以上～3千万円未満	11,000円
	残高 3千万円以上	33,000円
住宅ローン以外の一部繰上げ返済	11,000円	

融資関係(管理・調査に関する手数料)

太陽光発電事業融資 管理年間手数料	↓実行額 対象物件→	営業エリア内	県内営業エリア外	県外
	500万円未満	無料	無料	無料
	500万円～2,500万円以内	5,500円	11,000円	22,000円
	2,500万円超	11,000円	22,000円	33,000円
収益物件取扱手数料 (太陽光発電事業を含む)	5千万円未満	55,000円		
	5千万円以上	110,000円		

その他の手数料

株式・出資金等払込金取扱手数料	5千万円以上	1,000分の2.0×110%
	5千万円未満	1,000分の3.0×110%
公正証書事務手数料	1,100円	
返済予定表再発行(口座毎)	1,100円	
情報センター照会料	660円	
コスモネット照会料	1,650円	
TSR情報料	企業情報(1社)	1,650円
	企業相関図(1中心企業)	550円
質権設定手数料(注1)	1,100円	
当組合資格証明書(1通)	1,650円	
当組合印鑑証明書(1通)	1,100円	
コピー料金(1枚当たり)	11円	
個人データ開示請求手数料	1,100円	
公的機関からの調査回答(1枚)	55円	
公的機関以外からの調査回答	2,200円	
取引履歴明細表口座毎(預金・貸出)	1,100円	
個人データの訂正および利用停止等の請求書	無料	
個人データの第三者への提供に関する停止請求書	無料	
普通預金等未利用口座管理手数料(残高1万円未満) ※R3.6.1以降に開設した口座	(年間) 1,320円	

(注1)質権設定手数料は、火災保険、損害保険、預金担保等すべての質権設定を含みます。

融資関係(担保・調査に関する手数料)

事業性	新規設定	55,000円
	追加設定、順位変更、極度変更、一部解除、全部解除等	33,000円
	不動産・建設業者の商品物件一部解除、全部解除等	22,000円
事業性以外	新規設定	55,000円
	追加設定、順位変更、極度変更、一部解除、全部解除等	22,000円
不動産調査費用(実行時のみ)	営業エリア外	33,000円
	事前申請取下げの場合	5,500円
不動産抹消(一部・全部) 立会いありの場合	エリア内	11,000円
	エリア外	22,000円
開発行為の施工等の同意書発行手数料		11,000円
動産・債権譲渡及び工場抵当法 担保事務手数料	新規設定登記	55,000円
	延長登記・抹消登記	33,000円

ATMに関する手数料等

1.当組合のATMをご利用の場合

ATM利用手数料(入出金1回につき)

カード種類	平日	土曜日	日曜・祝日
当組合	08:00 ▶ 21:00 無料	08:00 ▶ 21:00 無料	08:00 ▶ 21:00 110円
ぐんまみらい信用組合 群馬県信用組合 群馬銀行※	08:45 ▶ 18:00 無料	08:00 ▶ 21:00 110円	08:00 ▶ 21:00 110円
	上記以外 110円		
提携金融機関	08:45 ▶ 18:00 110円	08:00 ▶ 14:00 110円	08:00 ▶ 21:00 220円
	上記以外 220円	上記以外 220円	

(注)店舗によってご利用可能な曜日・時間帯は異なります。詳細はP.55をご参照ください。

※群馬銀行のキャッシュカードによる入金取扱いはできません。ご了承ください。

キャッシュバックサービス

申込不要

他金融機関ATMをご利用した際の手数料をキャッシュバックします。
(上記2.に含まれる提携手数料分)

- *前月の預金もしくは貸越の平均残高が1万円以上の個人の方が対象
- *キャッシュバックは1回のご利用につき110円、月3回まで
- *毎月月末締め、翌月25日に口座入金。ただし、入金日以前にご利用口座を解約された場合は除きます。

2.他金融機関のATMをご利用の場合

(当組合のキャッシュカード)

セブン銀行 24hOK!!

平日	土曜日	日曜・祝日
08:45 ▶ 18:00 無料	09:00 ▶ 14:00 無料	終日 110円
上記以外 110円	上記以外 110円	

365日24時間ご利用いただけます。

群馬銀行

平日8:45～18:00は無料でご利用いただけます。

*その他の時間帯は群馬銀行様所定の手数料がかかります。

その他提携先

- *ゆうちょ銀行、その他提携金融機関のATMでも当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。
- *JR東日本の駅構内のATM「VIEW ALTTE(ビューアルッテ)」も、始発から終電までご利用可能です。
- *利用可能時間、手数料等は提携先金融機関の所定のものになります。ご了承ください。

店舗一覧

本・支店13店舗(12拠点)、店外ATM2カ所

前橋地区	本店	店番 010	〒371-0804 群馬県前橋市六供町2-50-43 TEL 027-223-9700 ATM 8:00~21:00 年中無休	 全自動貸金庫
	北代田支店	011	〒371-0055 群馬県前橋市北代田町680-1 TEL 027-231-9863 ATM 8:00~21:00 年中無休	 窓口昼休み 11:30~12:30
	片貝支店	012	〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町1-322-7 TEL 027-231-6592 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	大利根支店	014	〒371-0822 群馬県前橋市下新田町460-155 TEL 027-253-0088 ATM 8:00~21:00 年中無休	 窓口昼休み 11:30~12:30
伊勢崎地区	伊勢崎営業部	001	〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5 TEL 0270-24-1001 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	豊受支店	002	〒372-0832 群馬県伊勢崎市除ヶ町243 TEL 0270-32-0187 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	赤堀支店	003	〒379-2204 群馬県伊勢崎市西久保町2-114-1 TEL 0270-62-1121 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	うえはす支店	005	〒372-0024 群馬県伊勢崎市下植木町402-4 TEL 0270-23-6331 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	宮子支店	009	〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3525-3 TEL 0270-23-8848 ATM 8:00~21:00 年中無休	
東毛地区	笠懸支店	004	〒379-2312 群馬県みどり市笠懸町久宮68-34 TEL 0277-76-4611 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	太田支店	007	〒373-0807 群馬県太田市下小林町64-8 TEL 0276-45-0001 ATM 9:00~18:00 平日のみ	 窓口昼休み 11:30~12:30
	新田町支店	008	〒379-2312 群馬県みどり市笠懸町久宮68-34(笠懸支店内) TEL 0277-76-4611 ATM 8:00~21:00 年中無休	
沼田地区	沼田支店	040	〒378-0054 群馬県沼田市西原新町1512-11 TEL 0278-22-4401 ATM 8:00~21:00 年中無休	
店外ATM	つなとり出張所		〒372-0812 群馬県伊勢崎市連取元町137-3 ATM 8:00~21:00 年中無休	
	伊勢崎市役所出張所		〒371-8501 群馬県伊勢崎市今泉町2-410(伊勢崎市役所本館1階) ATM 8:00~18:00 平日のみ	

本部、その他お問い合わせ窓口

あかぎ信用組合 本部 〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5 TEL 0270-24-1002(代) FAX 0270-24-1974

当組合へのご意見・要望など

 **0120-705414** 通話料無料

平日 9:00~17:00 (総務部)

キャッシュカードの紛失・盗難等に
遭われた場合の緊急連絡先

 **0120-860199** 通話料無料

24時間対応(外部監視センター)
平日 9:00~17:30(当組合営業時間内)はお取引店舗
までご連絡ください。

インターネットバンキング
に関するお問い合わせ

 **0120-650610** 通話料無料

平日 9:00~24:00
土日祝 9:00~17:00
12/31、1/1~1/3、5/3~5/5は除く

採用に関するお問い合わせ

 **0270-24-1002**

平日 9:00~17:30 (総務部)

2024.04.01 - 2025.03.31 | **DISCLOSURE | 2025**

あかぎ信用組合 令和6年度の概況



編集 経営企画室
令和7年7月発行

本部 〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5
TEL.0270-24-1002 FAX.0270-24-1974

当組合ホームページ



公式LINE友だち募集中



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮
した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用
しています。

AKG 地域を活性化したい
ACTIVE + KIND + GROW いつも優しくありたい
ともに成長したい

 **あかぎ信用組合**

Shinkumi Bank

 **信用組合**
しんくみ